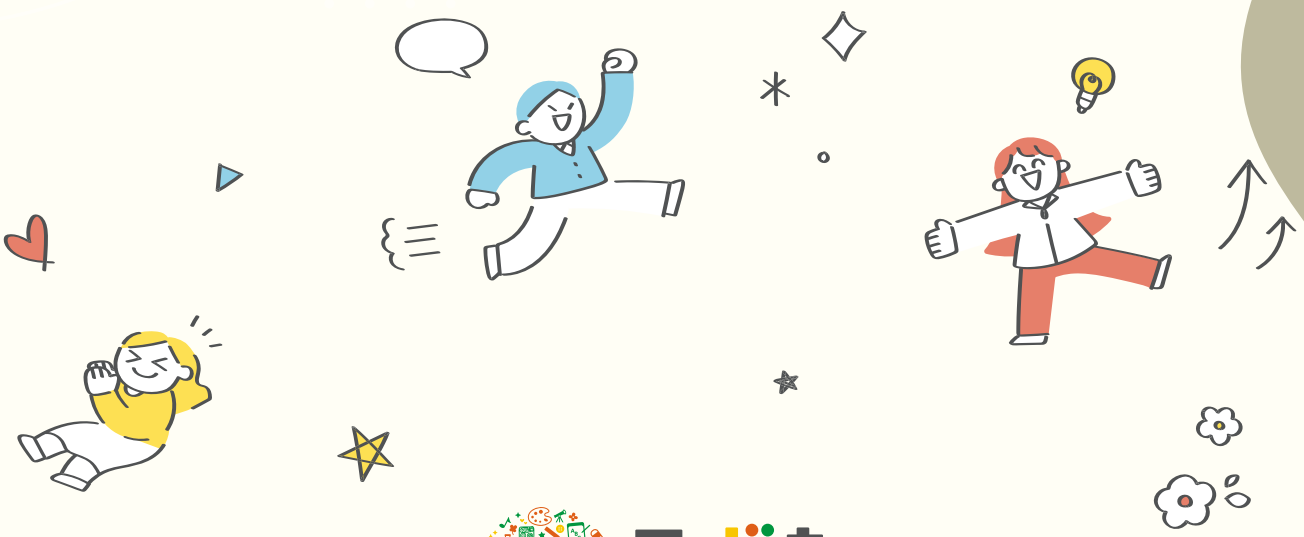

こども
まんなか青森

青森県こども計画

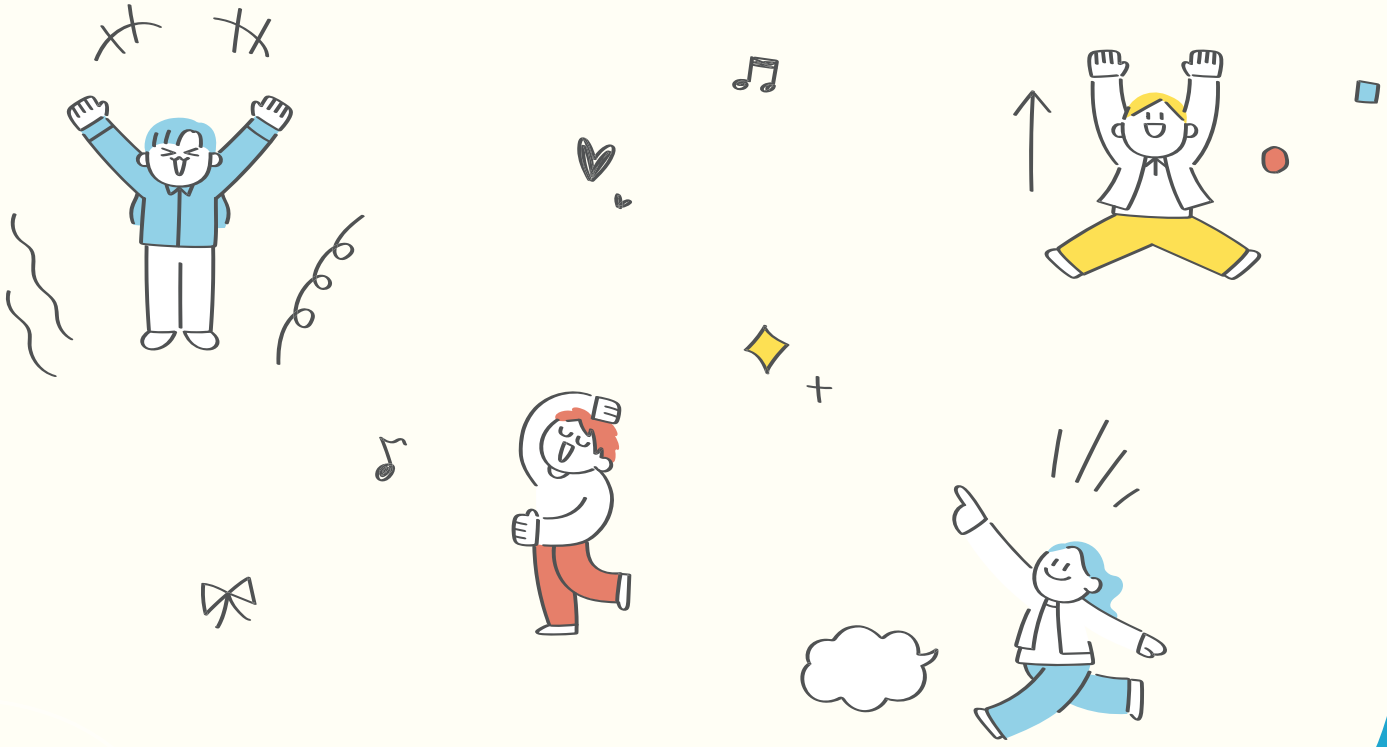

2025年３月
青 森 県

知事メッセージ

こどもへの投資が、青森県の未来を拓く。

私がこどもだった頃、こどもたちが近所にあふれ、公園や空き地で友達と自由に遊び、地域の活動やお祭りに参加するなど、たくさんのこどもたちがいる中で、地域社会が形成されていたように思います。

しかし、現在では、こどもの数が減少し、こどもが社会のマイノリティになっています。さらに、こどもに関する問題が複雑化・多様化し、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況にあっても、変わらないことがあるとするならば、こどもたちが、この先私たちの社会を支えてくれる存在になるということです。

こどもは、家族にとって宝のような存在であると同時に、地域にとっても宝です。だからこそ、こどもを地域社会の中心に据えて、様々な社会制度を構築していく「こどもまんなか」の考え方が、改めて必要とされているのです。

「こどもまんなか」の本質は、こどもたちが主体的に生きる力を身に付けること、そして、そのことを社会全体で支えていくことです。こどもたちが自ら考え、行動し、それが結果として表れる環境をつくることで、こどもたちの自己肯定感を育み、自分たちの力で世の中を変え、自分たちの力で未来を描ける社会としていくことが重要です。

「青森県こども計画」では、全てのこども・若者が、ひとしく健やかに成長し、不安や悩みを抱えることなく、幸せに生活することができるよう社会全体で支援し、こども・若者が青森県の未来を担い、次世代を育んでいく「こどもまんなか青森」の実現をめざします。

青森県がめざす「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」に向けて、第一歩を大きく踏み込みます。“青森新時代への挑戦”、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

青森県知事　宮下宗一郎

青森県こども計画

目　次

第１章　計画の概要 …… **1**
1　計画策定の趣旨 …… 1
2　計画の性格・位置付け …… 1
3　計画の構成 …… 2
4　計画の期間 …… 2
5　計画の対象 …… 3
6　こども・子育て「青森モデル」との関係 …… 3
第２章　本県のこどもを取り巻く状況 …… **4**
1　少子化の動向 …… 4
2　妊娠・出産の動向 …… 6
3　子育て支援サービスの提供状況 …… 8
4　こどもの状況、就労・結婚の動向 …… 10
5　こどもをめぐる問題の動向 …… 14
6　支援を必要とするこどもの状況 …… 17
7　こどもの安全をめぐる動向 …… 18
8　子育ての状況 …… 19
第３章　計画の基本的な考え方 …… **22**
1　基本理念 …… 22
2　基本目標 …… 22
3　施策体系 …… 24
第４章　各論 …… **25**
1　切れ目ない保健施策の推進 …… 25
2　保育サービス等の充実 …… 28
3　教育の充実と就職・結婚等の支援 …… 34
4　困難を抱えるこども・若者への支援 …… 39
5　児童虐待防止対策と社会的養育の推進 …… 43
6　安全に生活できる環境づくり …… 47
7　子育てを行う家庭への支援 …… 49
第５章　計画の推進 …… **51**
1　こども・若者の社会参加・意見反映 …… 51
2　県の推進体制 …… 51
3　関係機関等との連携・協働 …… 51
4　計画の進行管理 …… 52
5　目標指標一覧 …… 53
資　料　編 …… **58**

第１章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少には歯止めがかかっておらず、また、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このことから、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていく必要があるとの認識の下、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として2023年（令和５年）４月に「こども基本法」が施行され、都道府県は、こども施策についての都道府県計画を定めるよう努めることとされました。

一方、本県では、人口減少が進む中にあって、現在の社会・経済システムを維持し、さらに発展させるために、本県で生まれ育つこどもたちが増えていく環境をつくりだし、人口減少の流れを変えていく必要があることから、合計特殊出生率[1]の向上と人口移動の改善に向けて、2024年（令和６年）10月に「こども・子育て『青森モデル』」を策定しました。

「青森モデル」では、若者や子育て中の方、これからこどもを産み育てたいと考えている方が、自身やこどもを取り巻く環境がこれからどんどん良くなっていく青森県の未来を思い描けるよう、取組を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、本県では、「青森モデル」を包含し、2025年度から2029年度（令和７年度から令和11年度）までの５か年を計画期間とする「青森県こども計画」を策定しました。

2　計画の性格・位置付け

○　この計画は、こども基本法第10条第１項に基づき、次代の社会を担う本県の全てのこどもを対象に、これから本県が進めていくこども施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

○　この計画は、次の計画等と一体のものとして策定しています。

- 子ども・若者育成支援推進法第９条第１項に基づく「青森県子ども・若者育成支援推進計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第１項に基づく「青森県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第１項に基づく「青森県母子家庭等自立促進計画」
- 次世代育成支援対策推進法第９条第１項に基づく「青森県次世代育成支援行動計画」
- 子ども・子育て支援法第62条第１項に基づく「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 国民運動計画「健やか親子21」で示された課題や指標を基本とする「母子保健計画策定指針」に基づく「青森県母子保健計画」
- 平成28年改正児童福祉法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現するために策定する「青森県社会的養育推進計画」
- 合計特殊出生率の向上と人口移動の改善に向けて、多くの若者が本県でこどもを産み育てたいと望み、その希望が叶えられる未来の実現を社会全体でめざす「こども・子育て『青森モデル』」

○　この計画は、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県障害者計画」及び「青森県保健医療計画」の各計画と整合性や連携を図った、本県のこども施策についての個別計画です。

---

[1] 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当

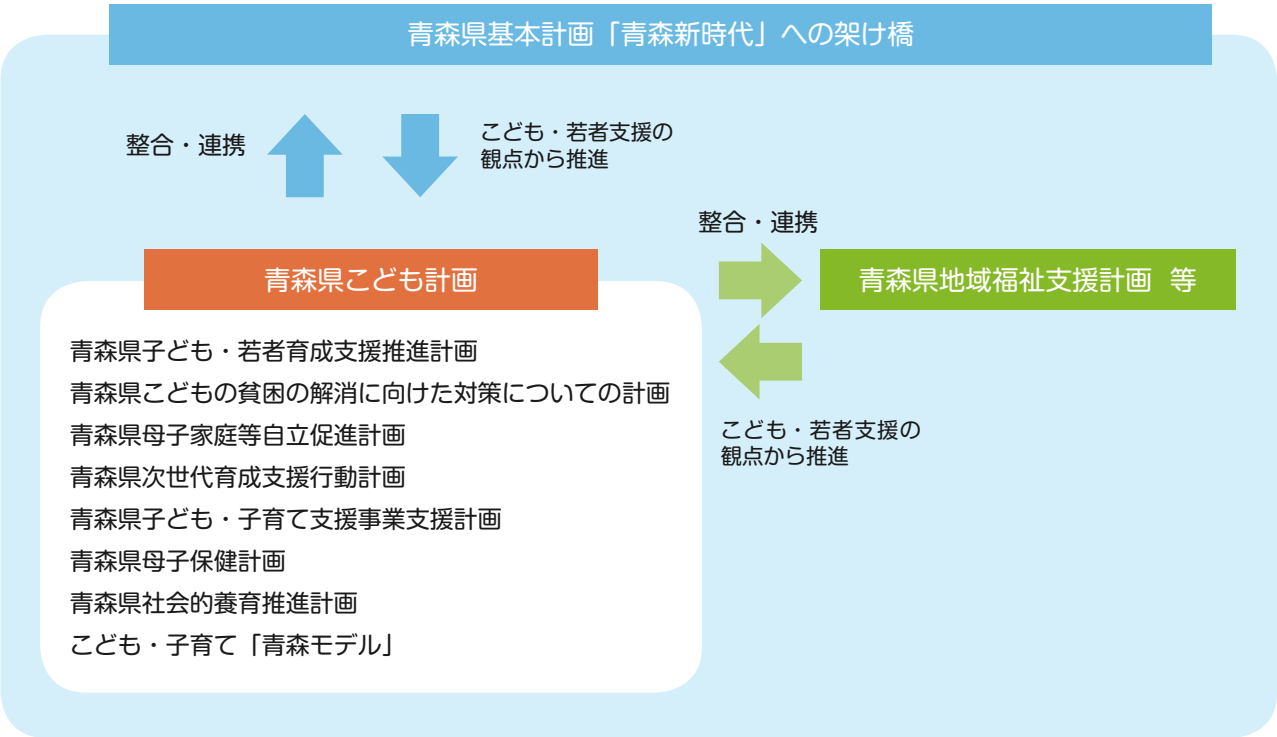

3　計画の構成

項　　目	内　　容
第１章　計画の概要	計画策定の趣旨や計画の期間等を記載しています。
第２章　本県のこどもを取り巻く状況	本県のこどもを取り巻く状況を、グラフ等を用いて記載しています。
第３章　計画の基本的な考え方	基本理念、基本目標及び施策体系を記載しています。
第４章　各論	本県のこどもを取り巻く状況を踏まえ、７つの施策方針を定め、施策目標や取組の方向性等を記載しています。
第５章　計画の推進	計画を着実に実施するための県の体制等を記載しています。
資　料　編	計画策定の経緯等を記載しています。

4　計画の期間

計画期間は、2025年度～2029年度（令和７年度～令和11年度）の５年間とします。

なお、様々な状況の変化等により、本計画に見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

5　計画の対象

計画の対象は、「全てのこどもや若者、子育て当事者、それらに関わる全ての者」とします。

この計画の対象となる「こども」とは、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を言います。

○ 「こども」とは、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象）の者です。

○ 「若者」とは、思春期、青年期の者です。

○ 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

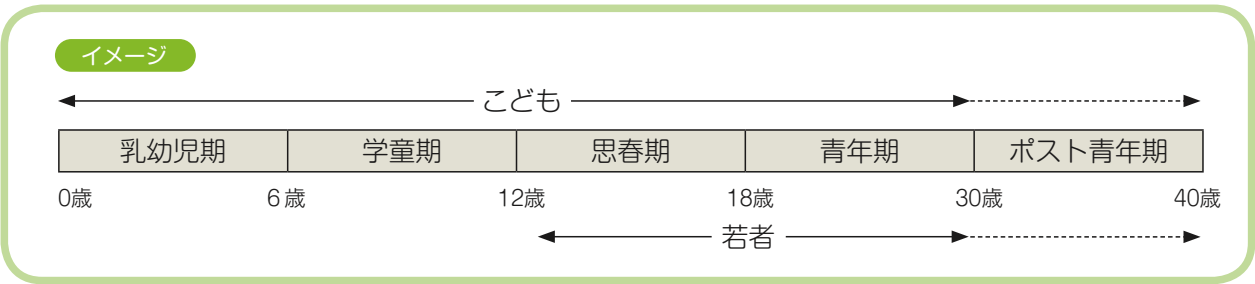

6　こども・子育て「青森モデル」との関係

2024年（令和６年）10月に策定した「こども・子育て『青森モデル』」は、合計特殊出生率の向上と人口移動の改善に向けて、多くの県民の皆様の生の声をもとに、施策を取りまとめたものです。

こども基本法に基づく「青森県こども計画」は、県のこども施策を総合的に推進する計画として位置づけられ、その施策は、「青森モデル」よりも幅広い分野にわたることから、「青森モデル」を包含した内容となっています。

【参考】「青森モデル」とは（こども・子育て「青森モデル」より転記）

こども・子育て「青森モデル」とは、県内のこども・子育てに関するデータや子育て世代等の声を分析し、合計特殊出生率の向上と人口移動の改善に向けた政策目標を立て、県、国、市町村、企業・団体等の主体的な参加と連携の下に、多くの若者が本県でこどもを産み育てたいと望み、その希望が叶えられる未来の実現を社会全体でめざすものです。

特に、公募等により選ばれた青森県こども未来県民会議のメンバー10名と知事との直接対話で得られた生の声やアンケート調査等に基づく声を集約し、一人ひとりの希望や不安の声に応える取組を一つひとつ検討し具体化していくプロセスは「青森モデル」の大きな特徴です。

本県では、この県民会議の声をもとに、都道府県単位で全国初となる小・中学校の学校給食費の無償化や不妊治療費（生殖補助医療）の無償化をすでに開始していますが、今後も着実に取組を具体化し、少子化の要因を作り出している社会を変革していきます。

第２章　本県のこどもを取り巻く状況

1　少子化の動向

（1）出生数・合計特殊出生率

本県の2023年（令和５年）に生まれたこどもの数は、5,696人と過去最少となっています。

また、合計特殊出生率は1.23と低下傾向が続いており、人口維持に必要な水準2.07を大きく下回っています。

出生数と合計特殊出生率

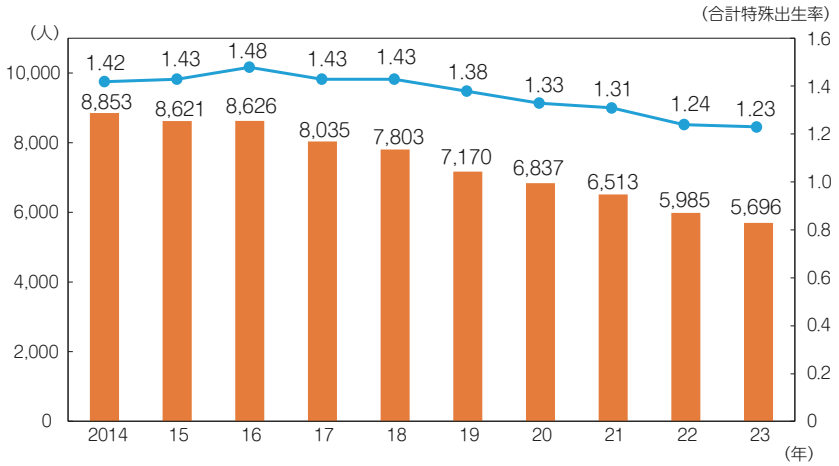

資料：厚生労働省「人口動態統計」

（2）生産年齢人口

本県の人口は、1983年（昭和58年）をピークに減少を続け、2023年（令和５年）には120万人を下回り、この減少傾向は、長期的に継続すると見込まれています。

特に、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15～64歳）は、急速に減少しています。

年齢３区分別人口（青森県、各年10月１日現在）

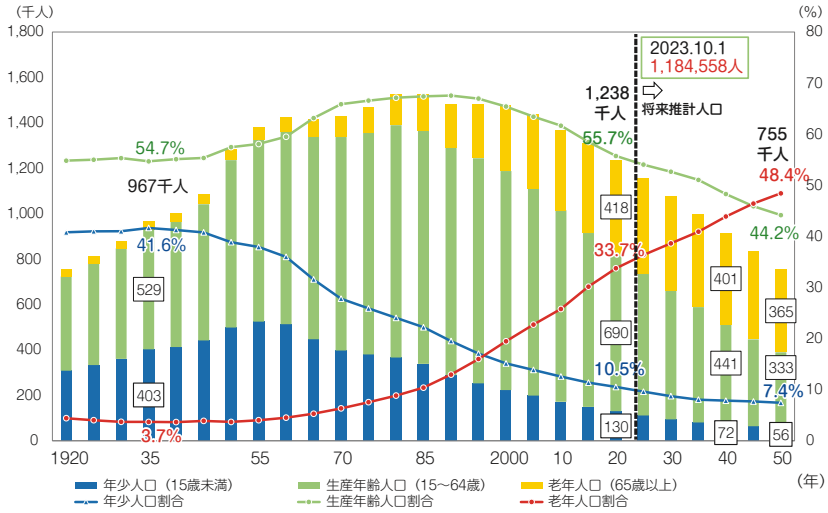

資料：総務省統計局「国勢調査」（1945年のみ「人口調査」）、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」

（3）夫婦のこどもの数の推移

1992年（平成４年）から2021年（令和３年）にかけて、全国の夫婦のこどもの数は、2.21人から1.90人とやや減少しています。

2023年度に本県が実施した調査では、希望するこども数と実際のこども数に差があることから（P21）、夫婦が希望の数のこどもを持てるよう取り組んでいく必要があります。

夫婦のこどもの数（完結出生児数）の推移

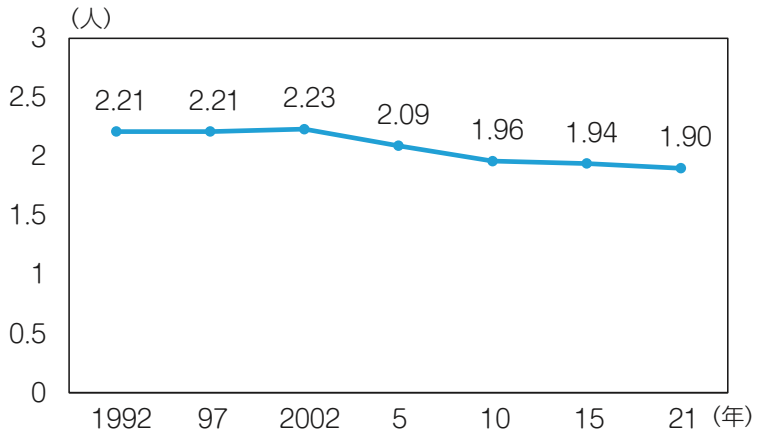

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

2　妊娠・出産の動向

（1）不妊治療の状況

2023年度（令和５年度）に実施した県の調査では、こどものいる世帯の13.8%が不妊治療を経験しています。

また、不妊治療で困ったこととして、「治療中の心理的負担」や「金銭的負担」の回答が多く、女性では、「仕事と治療の両立」の回答が多くなっています。

不妊治療は経済面・精神面で大きな負担を伴うことから、更なる支援が必要です。

不妊治療の経験

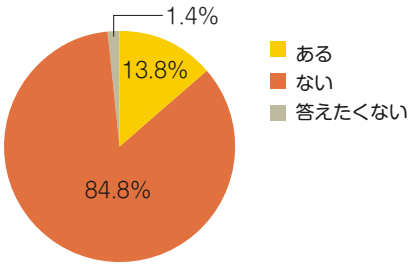

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

不妊治療（体外受精）で生まれたこどもの割合

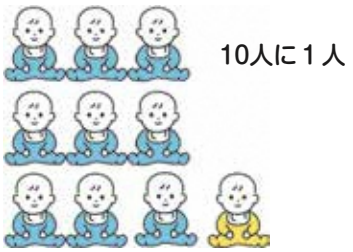

資料：（2022年）日本産科婦人科学会調査から算出

不妊治療で困ったこと（３つまで回答、男女別）

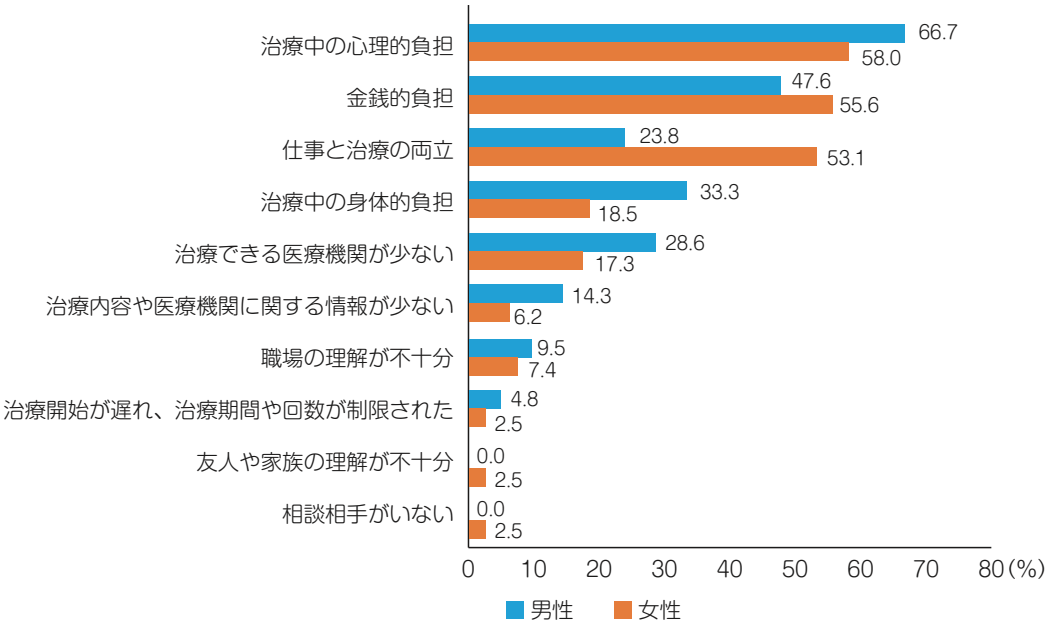

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

（2）乳児死亡率

本県の乳児死亡率は、５年間の平均で比べた場合、2016年～2020年（平成28年～令和２年）平均以降減少していますが、依然として全国値より高くなっています。

乳児死亡率の更なる改善に向けて、地域における保健医療資源の活用促進や医療機関相互の効果的な連携を図るとともに、妊産婦の健康管理等に関する各種情報の発信などに引き続き取り組んでいく必要があります。

乳児死亡率（出生千対）

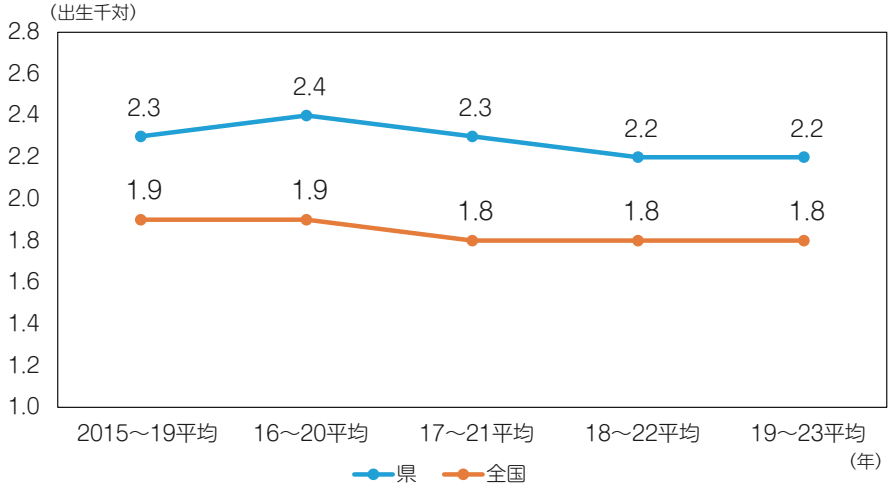

資料：厚生労働省「人口動態統計」

（3）産後ケア事業の実施状況の推移

県内で産後ケア事業を実施する市町村は、年々増加しており、2024年度（令和６年度）では32市町村が実施しています。

産婦のメンタルヘルスの観点も含め、産後の支援の充実を図るためには、全ての市町村において産後ケア事業に取り組んでいく必要があります。

産後ケア事業実施市町村数

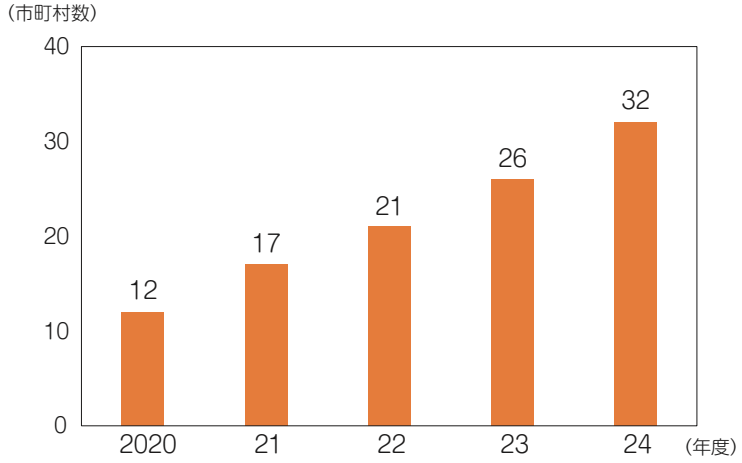

資料：県こどもみらい課

3　子育て支援サービスの提供状況

（1）保育所等数の推移

本県の保育所等数は、保育所から幼保連携型認定こども園に少しずつ移行しながら、横ばいで推移しています。

本県には、待機児童はいませんが、教育・保育施設やサービス基盤を維持していく必要があります。

本県の保育所等数の推移

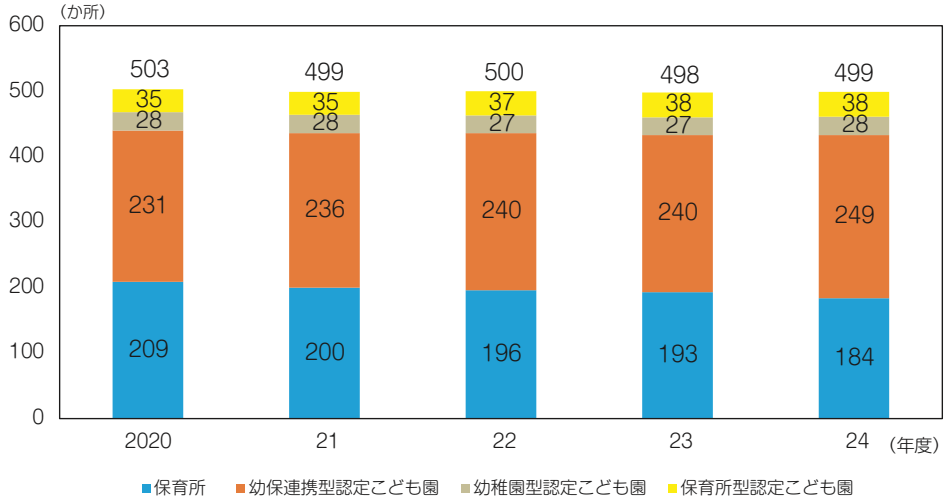

資料：県こどもみらい課

（2）放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況の推移

本県の2024年度（令和６年度）の放課後児童クラブ数は278か所、放課後子ども教室実施数は81か所となっています。

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室のニーズを踏まえながら、必要数を整備していく必要があります。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施数

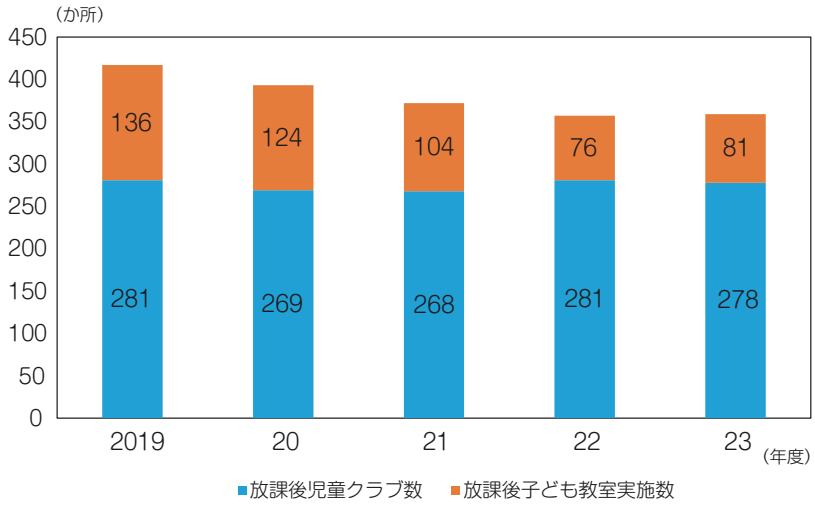

資料：県こどもみらい課、生涯学習課

（3）保育サービスで望むこと

こどもを持つ親を対象にした調査では、保育サービス等のうち、「土曜・休日保育」、「延長保育」、「病児保育」の充実を希望する方が多くなっています。

特に「病児保育」では、充実を希望する女性の回答が男性に比較して多くなっています。

多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実に取り組む必要があります。

保育サービス等で充実してほしいこと（３つまで回答）

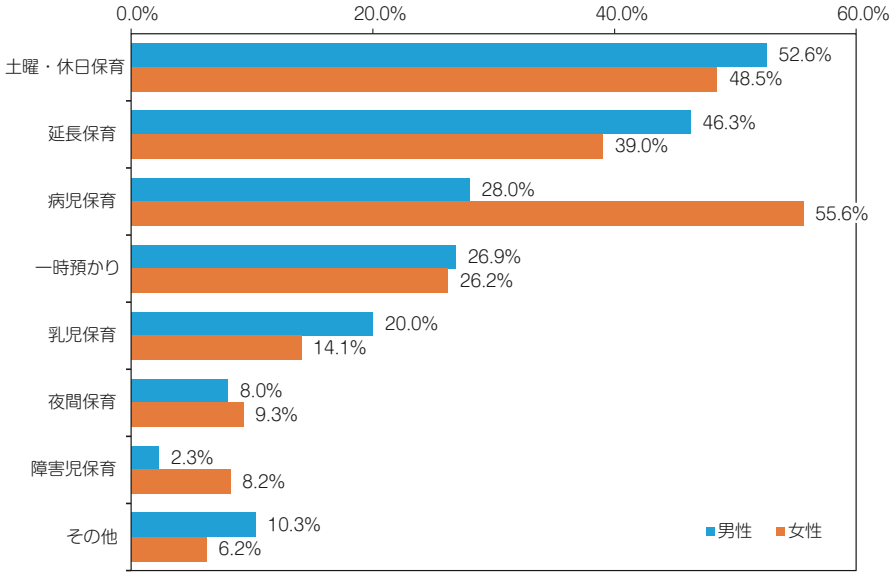

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

（4）地域子ども・子育て支援事業実施状況

本県の延長保育、一時預かり、病児・病後児保育の実施か所数は、近年横ばいで推移しています。

子育てと仕事の両立支援のため、引き続き保育サービスの充実に取り組むことが必要です。

地域子ども・子育て支援事業実施か所数

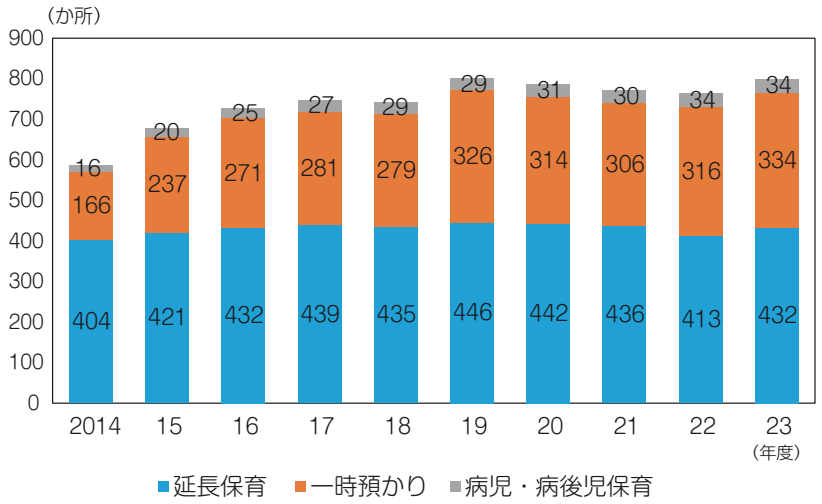

資料：県こどもみらい課

4　こどもの状況、就労・結婚の動向

（1）幸せを感じる児童・生徒の割合

「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という問いに対し、本県の小学生は、49.0%が「よくある」、42.1%が「ときどきある」、本県の中学生は、40.9%が「よくある」、46.4%が「ときどきある」と回答しています。

全国値とはほとんど差はないものの、幸せを感じるこどもの数を増やすには、こども・若者を権利の主体として認識し、「こどもまんなか青森」の実現に向けて、社会全体でこどもを守り育てていく必要があります。

普段の生活の中で幸せな気持ちを感じる児童・生徒の割合

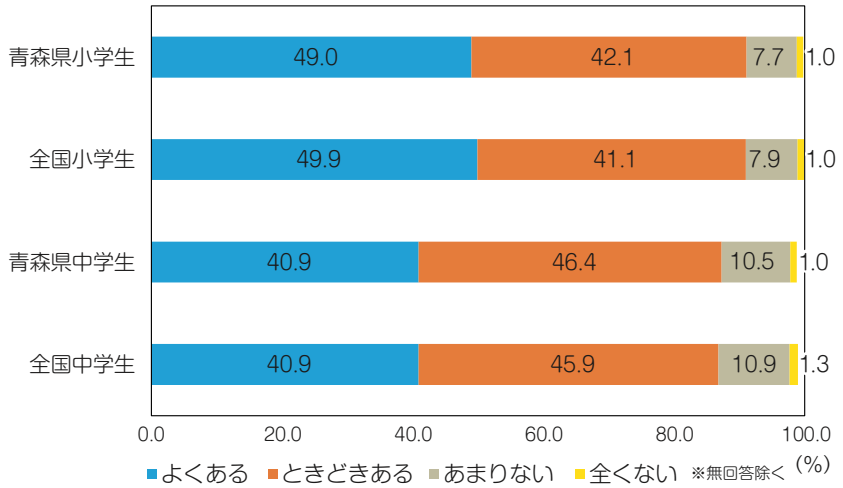

資料：文部科学省「令和５年度全国学力・学習状況調査」

（2）学校が楽しいと思う児童・生徒の割合

「学校に行くのは楽しいと思いますか」という問いに対し、本県の小学生は、49.9%が「当てはまる」、36.3%が「どちらかといえば当てはまる」、本県の中学生は、43.8%が「当てはまる」、37.7%が「どちらかといえば当てはまる」と回答しています。

全国値とはほとんど差はないものの、学校が楽しいと思うこどもの数を増やすには、学びや体験の多様化等を進めるとともに、適切な教育環境を整備する必要があります。

学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合

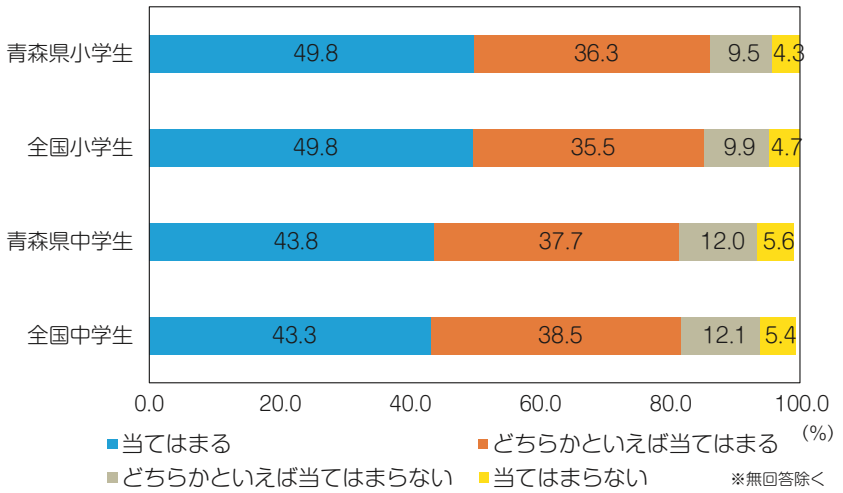

資料：文部科学省「令和５年度全国学力・学習状況調査」

（3）県内高等学校等卒業就職者の県内就職率

2023年（令和５年）３月卒の県内高等学校等卒業就職者の県内就職率は、61.7%と、概ね横ばいで推移しており、全国平均と比較して低い数値となっています。

若者が県内でいきいきと自分らしく働くためには、県内企業等とともに、魅力ある職場環境づくりや所得向上等に取り組んでいく必要があります。

県内高等学校等卒業就職者の県内就職率

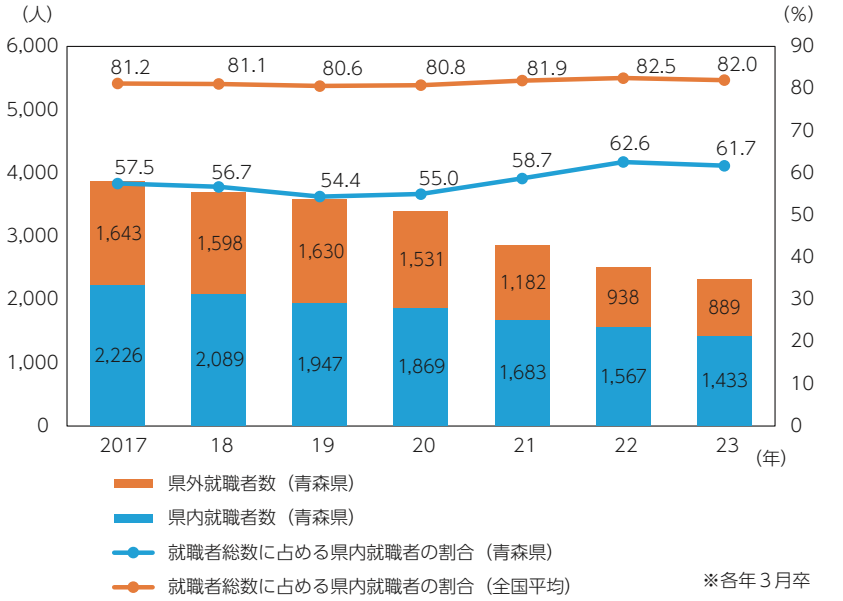

※各年３月卒

資料：県「高等学校等卒業者の進路状況」

（4）15～19歳及び20～24歳の男女別転入超過率

本県の15～19歳の転入超過率は、男女共に他の都道府県と比較してマイナス度合が大きくなっています。また、本県の20～24歳の転入超過率は、男女共に全国ワーストであり、特に女性のマイナス度合が大きくなっています。

一人でも多くの若者が「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていくためには、若者視点の県内定着や還流の取組を促進する必要があります。

15～19歳及び20～24歳の男女別転入超過率（2023年）

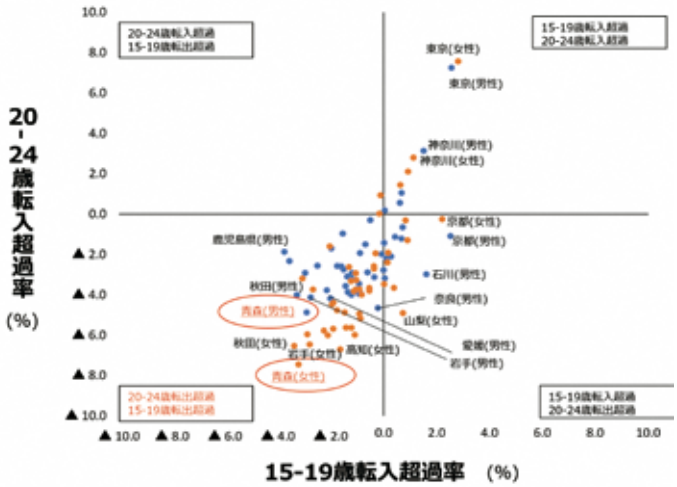

資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、「人口推計」を基に県作成

（5）女性を取り巻く環境

20～40代の女性に「なぜ青森県外に出る女性が多いと思うか」を尋ねたところ、「経済的魅力に乏しい」が 85.6%と最も多く、次いで「閉鎖的」が 44.7%、「古くからの慣習やしきたりに縛られたくない」が 40.2%となっています。

また、本県のこどもがいる世帯の妻は、正規の社員・従業員である割合が高くなっています。

女性が県内定着・還流するためには、女性が活躍できる環境づくりや地域の閉塞感の打開への取組などを推進する必要があります。

青森県外に出る女性が多い理由についてどう考えるか（複数回答）

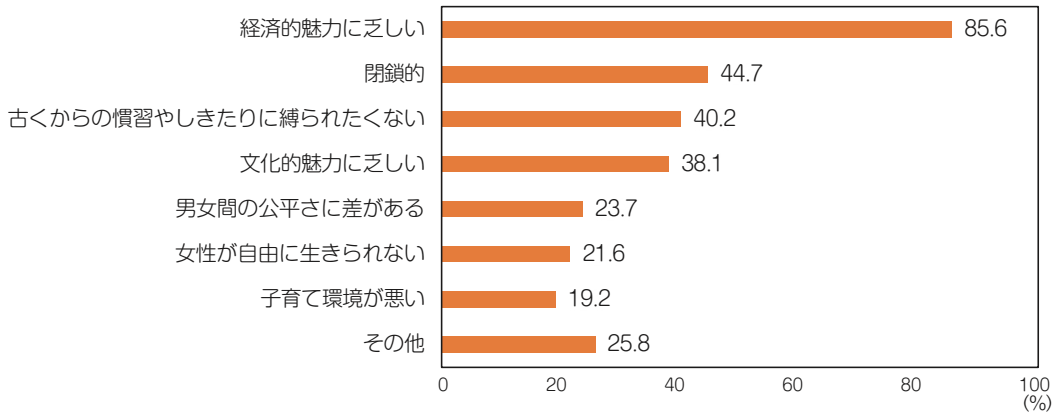

資料：青森県男女共同参画センター「女性の県外流出に関する調査」（2022 年度）

本県の女性の従業上の地位（6 歳未満のこどものいる世帯（15 ～ 49歳））

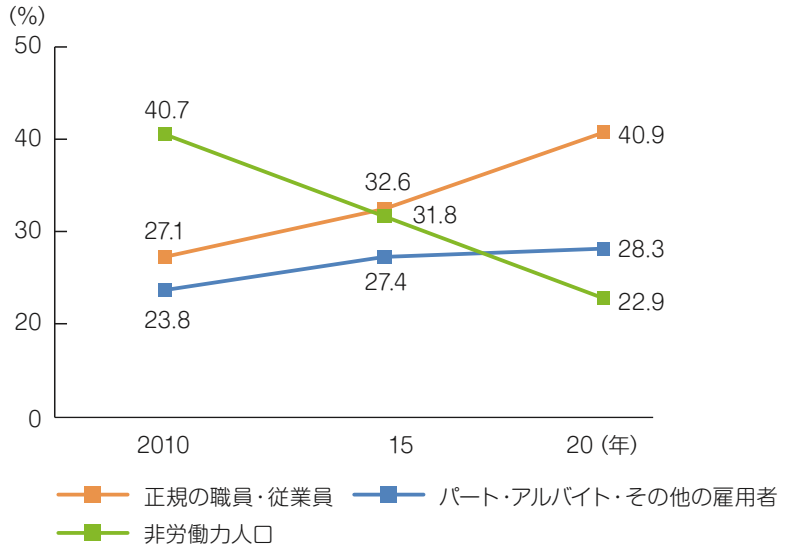

資料：総務省「国勢調査」

（6）結婚に関する動向

本県の2023年（令和５年）の婚姻率は過去最低となり、年々低下しています。

一方、2023年度（令和５年度）に県が独身者を対象に実施した調査では、独身者の約７割は結婚を希望しており、また、独身者が結婚していない理由としては「適当な相手がいないから」が最も多く、次いで、「経済的に余裕がないから」、「自由や気楽さを失いたくないから」となっています。

結婚を希望する方の望みが叶えられるように、結婚を後押しする取組が必要です。

婚　姻　率

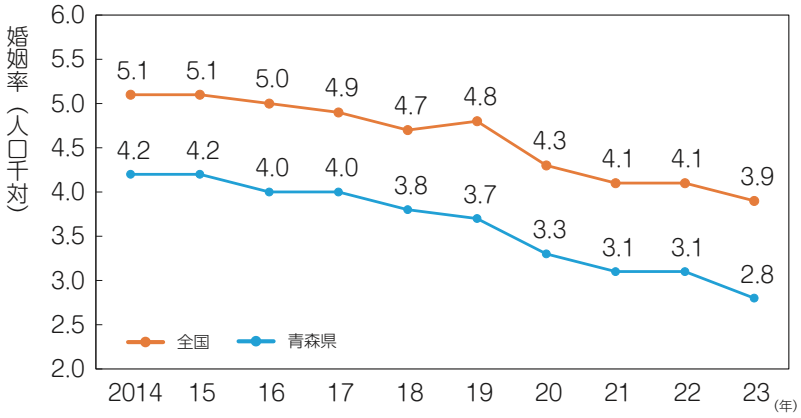

資料：厚生労働省「人口動態統計」

20～30代の独身者の結婚に対する意向

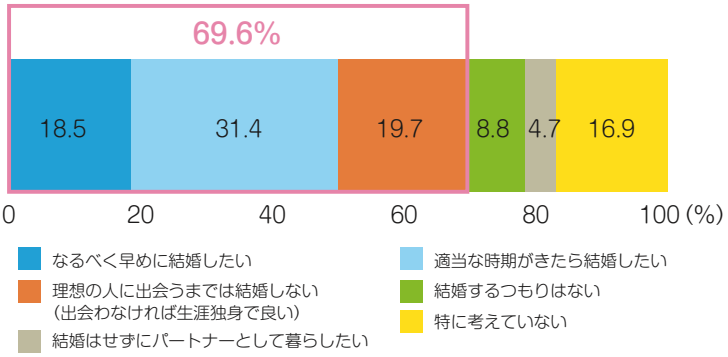

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

結婚していない背景（５つまで回答、男女合計）

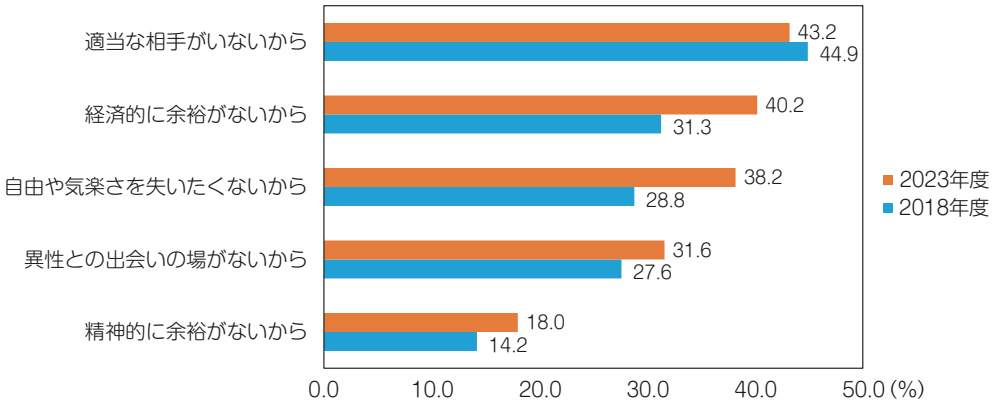

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2018年度、2023年度）

5　こどもをめぐる問題の動向

（1）生活困窮状況

2023年度（令和５年度）に実施した県の調査では、回答者全体に占める困窮家庭[2]は15.9%、学年別では小学校５年生が13.9%、中学校２年生が15.2%、16～17歳が19.2%となっています。また、困窮家庭と周辺家庭を合わせた生活困難家庭は、全体で35.7%、学年別では小学５年生が32.9%、中学校２年生が36.1%、16歳～17歳が38.6%となっています。

生活の困窮や貧困の連鎖を防止するため、教育や就労、経済的支援など様々な視点から支援や環境整備を行う必要があります。

生活困窮状況

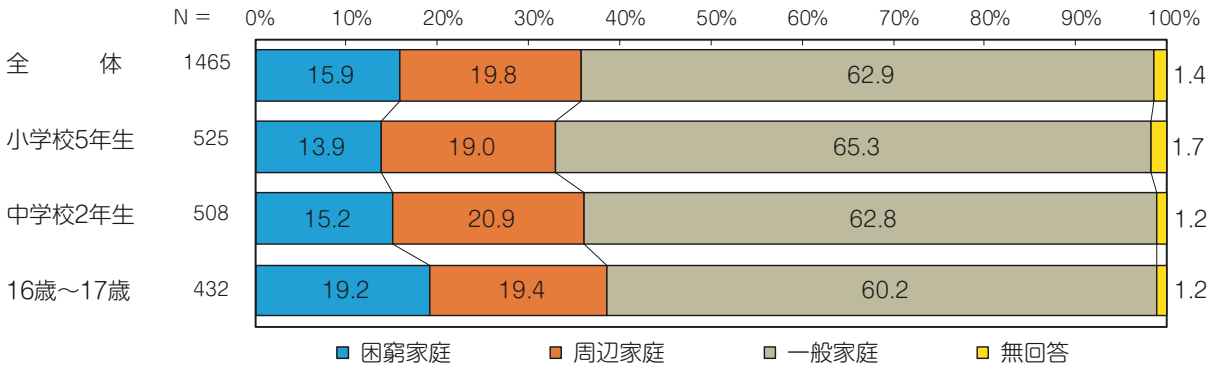

資料：県「青森県子どもの生活実態調査」（2023年度）

（2）ヤングケアラー[3]の割合

2022年度（令和４年度）に実施した県の調査では、ヤングケアラーが全ての学校種別に一定数いることが確認されました。

関係機関等との連携の下、ヤングケアラーを早期発見・把握し、ヤングケアラーであるこども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげることが重要です。

ヤングケアラーの割合

	小学６年生	中学２年生	高校２年生	大学３年生	計
青森県	5.9% (408/6,971人)	5.0% (331/6,584人)	3.3% (173/5,217人)	2.5% (19/760人)	4.8% (931/19,532人)
全　国	6.5%	5.7%	4.1%	6.2%	5.7%

資料：県「青森県ヤングケアラー実態調査」（2022 年度）

[2] 本調査における「生活困難度」の取扱いについては、「①低所得」、「②家計の逼迫」、「③子どもの体験や所有物の欠如」の３つの要素の回答状況を分類し、①②③で２つ以上の要素に該当＝困窮家庭、１つの要素に該当＝周辺家庭、該当なし＝一般家庭としている

[3] 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。本県の調査においては、「世話が必要な家族がいる、かつ、世話をしている人」の中に自分を選択した回答者の割合を指す

（3）10代の自殺死亡率

本県の10代の自殺死亡率は、それぞれの年によって大きくばらつきがあるものの、近年増加傾向にあり、全国値よりも高い水準となっています。

様々な悩みを抱えるこども・若者の早期把握、見守り、悩みに応じた相談体制の充実など、自殺防止対策をさらに推進する必要があります。

10代の自殺死亡率（人口10万対）

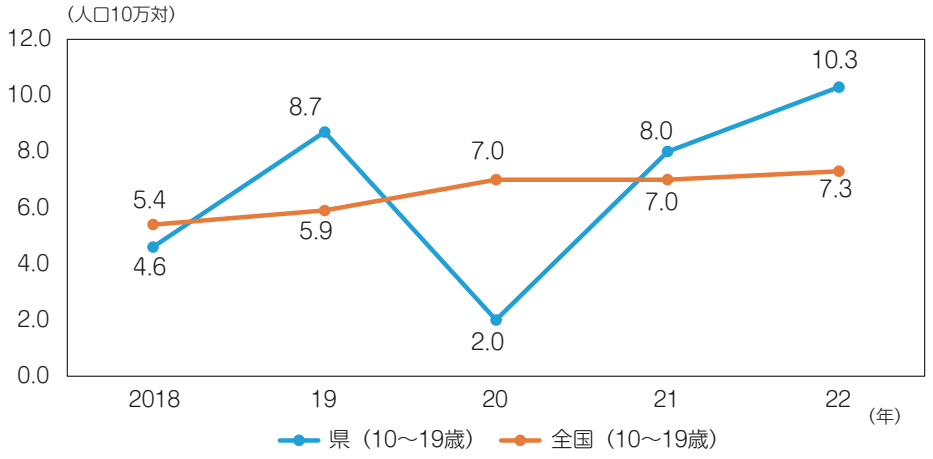

資料：厚生労働省「人口動態統計」

（4）いじめ認知件数

2023年度（令和５年度）の本県のいじめ認知件数は、小学校で4,255件、中学校で1,453件、高等学校で176件となっています。

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、未然に防止することや、適切な解決策を講じるなど、いじめ問題に社会全体で取り組む必要があります。

本県の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の推移

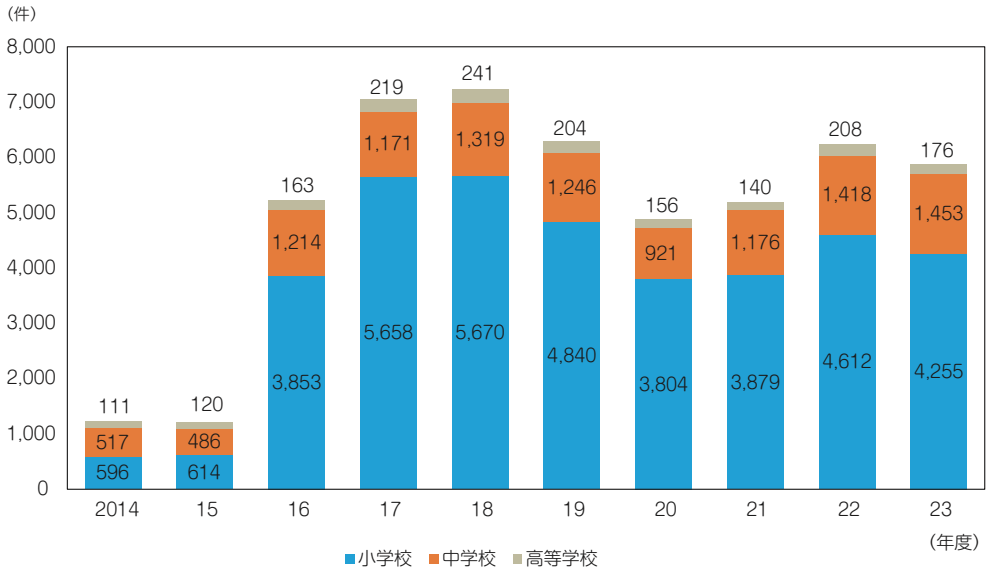

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（5）不登校児童生徒数

2023年度（令和５年度）の本県の不登校児童生徒数は、小学校で884人、中学校で1,943人、高等学校で378人となっています。こどもの数が減少しているにも関わらず、不登校児童生徒数は、過去最多となっています。

全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、不登校のこどもへの支援体制を整備する必要があります。

本県の小・中・高等学校における不登校児童生徒数の推移

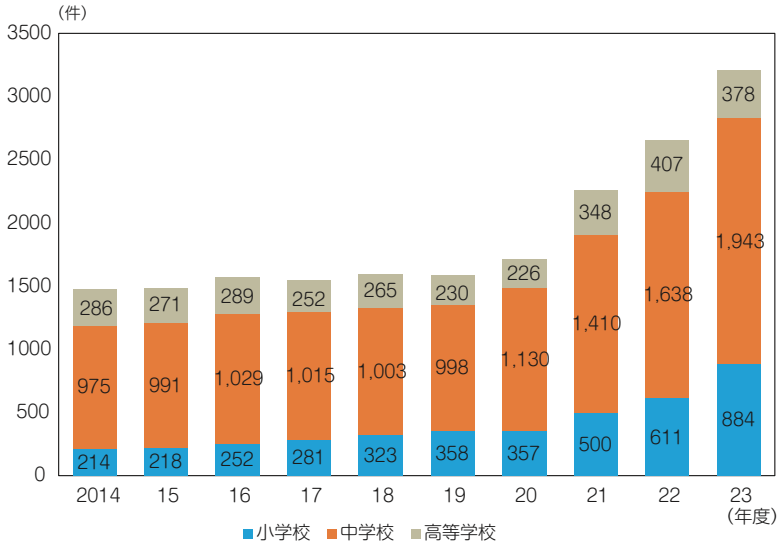

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（6）こどもの居場所[4]登録数

県内のこどもの居場所登録数[5]は、2020年度（令和２年度）は30か所でしたが、2024年度（令和６年度）は82か所（４月1日時点）となり、増加しています。

全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、引き続き多様な居場所づくりを促進する必要があります。

こどもの居場所登録数

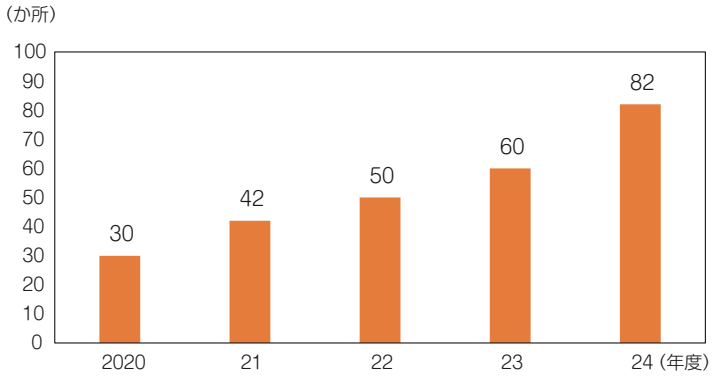

資料：県こどもみらい課

[4] こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態がある

[5] 青森県社会福祉協議会「みんなの居場所」登録団体のうち対象者にこどもが含まれる活動を実施している団体数

6　支援を必要とするこどもの状況

（1）児童虐待相談対応件数

児童相談所における2023年度（令和５年度）の児童虐待相談対応件数は、過去最多の2,414件となり、年々増加しています。

相談に適切かつ速やかに対応し、再発防止に向けたこどもや保護者への支援を行うため、職員の更なる資質向上や相談体制の強化が必要です。

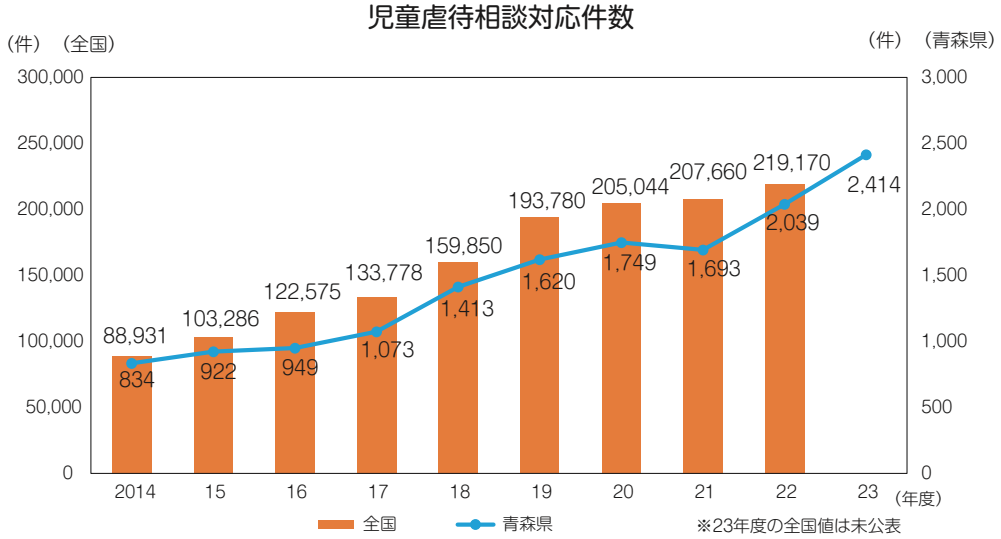

資料：県こどもみらい課

（2）里親等委託率[6]

本県の里親等委託率は、横ばいで推移しており、全国値より高い水準となっています。

家庭と同様の環境で養育される里親やファミリーホームへの委託が必要なこどもを、確実に委託できるよう、受け皿となる里親等を増やしていく必要があります。

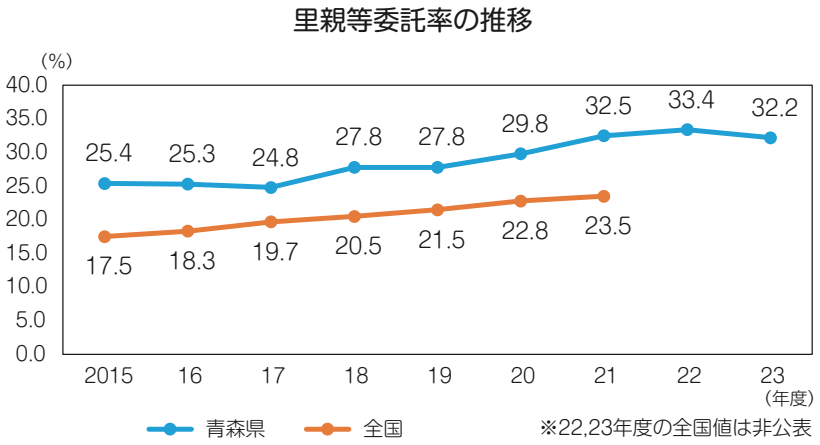

資料：県こどもみらい課

6　里親等委託率＝ $\frac{\text{里親＋ファミリーホームの児童数}}{\text{児童養護施設＋乳児院＋里親＋ファミリーホームの児童数}}$

7　こどもの安全をめぐる動向

（1）ＳＮＳ等介在の福祉犯被害少年

本県では、ＳＮＳ等介在のこどもの福祉を害する犯罪（児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法、性的姿態撮影等処罰法、県青少年健全育成条例など）による被害を受けたこどもは近年横ばいであり、引き続き、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を進める必要があります。

ＳＮＳ等介在福祉犯被害少年数

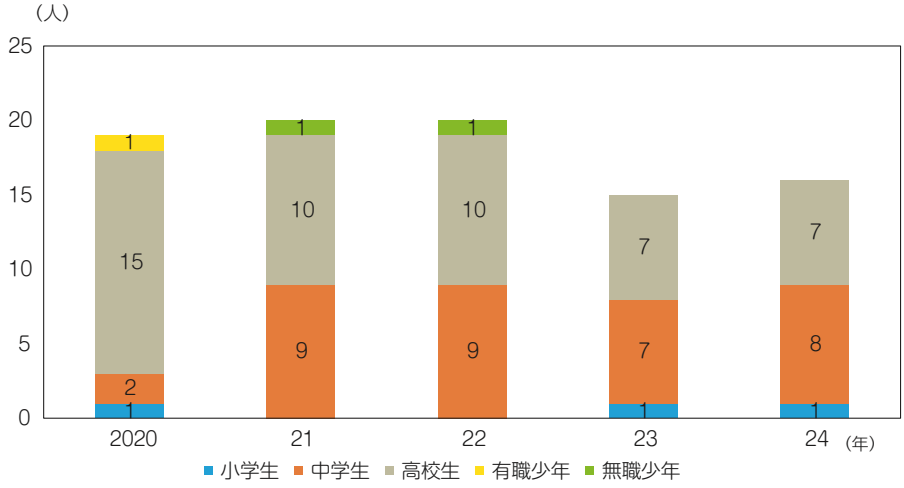

資料：県警察本部人身安全対策課

（2）こどもの交通人身事故死傷者数

本県のこどもの交通人身事故死傷者数は、近年横ばいで推移しており、2023年（令和５年）は162人となっています。

こどもを交通事故から守るためには、こども自身や地域による交通安全意識の向上等を図る必要があります。

本県におけるこどもの交通人身事故死傷者数

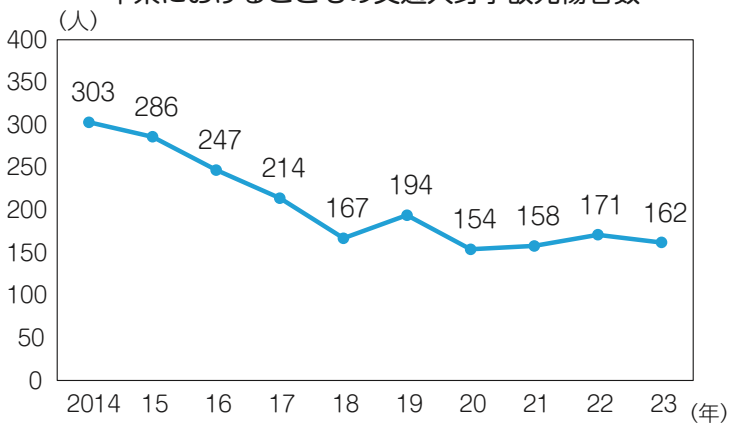

資料：県警察本部「交通年鑑あおもり」

8　子育ての状況

（1）希望するこども数と実際のこども数

子育て世帯の実際のこども数と理想のこども数をみると、実際のこども数が１人の世帯は 66.4%が理想のこども数を２人と答え、２人の世帯は 42.8%が理想のこども数を３人と答えるなど、希望のこども数と実際のこども数にはギャップがあります。

希望のこども数より予定のこどもの数が少ない理由は、「こどもの教育にお金がかかるから」や「食費、衣服費、こづかいなど、こどもを育てるのにお金がかかるから」など、経済的な理由が多くなっていることから、子育て世帯等の経済的負担の軽減に向けた取組が必要です。

希望のこども数と実際のこども数

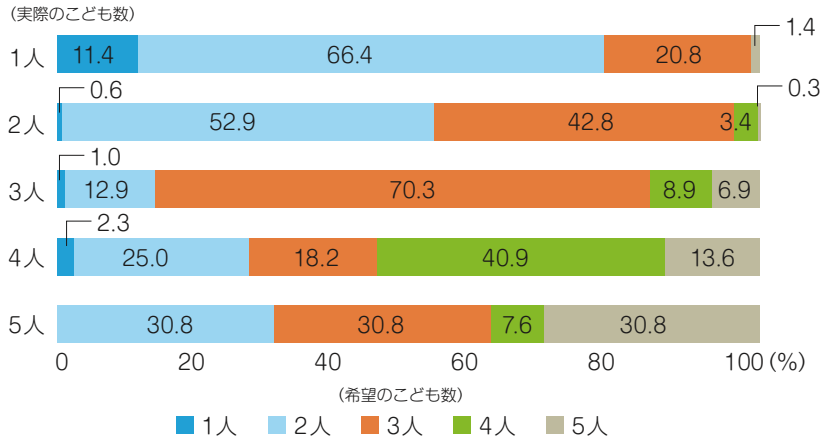

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023 年度）

希望のこども数より予定のこども数が少ない理由（２つまで回答）

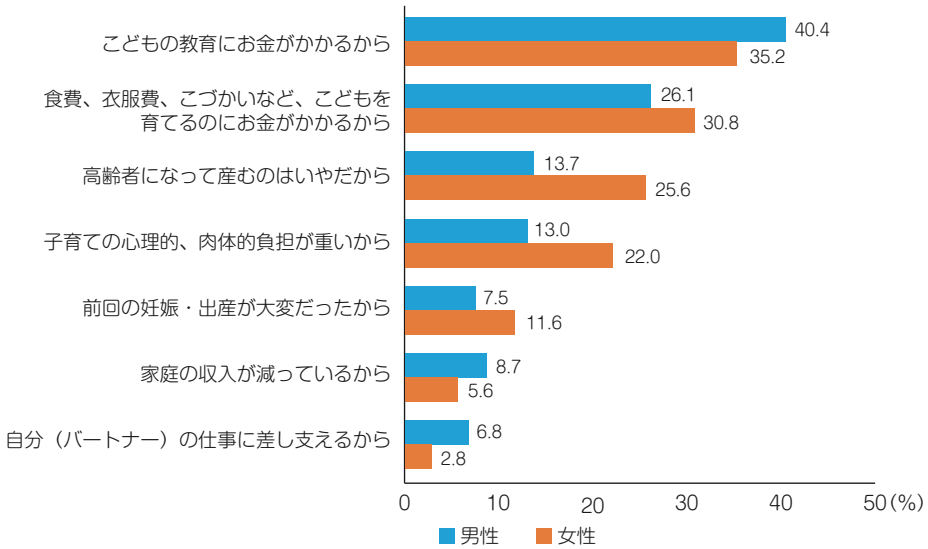

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

（2）家事や育児の負担

本県における2023年（令和５年）の男性の育児休業取得率は26.6%で、年々上昇しています。一方で、本県の子育て女性は、パートナーの家事や子育てへの関わりは十分ではないと感じています。

育児や家事の参画時間が、女性に偏っている状況を打開するには、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進や仕事と子育ての両立に向けた環境の充実が求められます。

男性の育児休業取得率

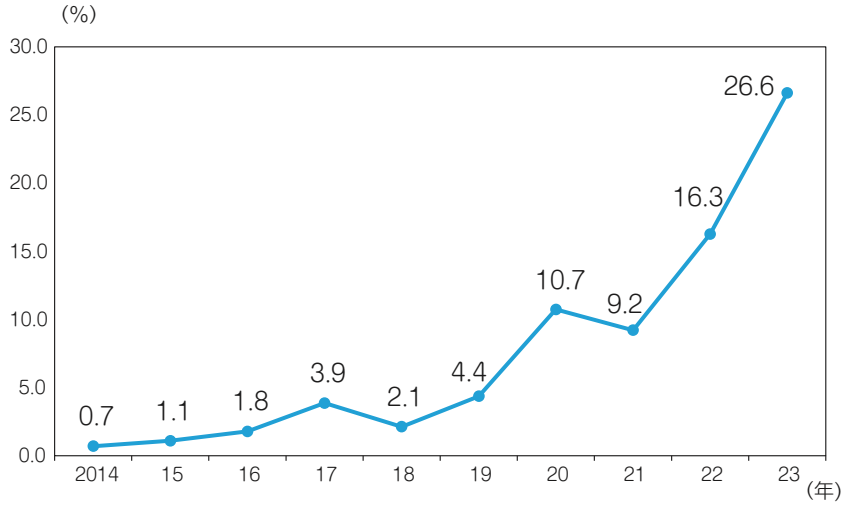

資料：県「中小企業等労働条件実態調査」

妻の理想の分担割合に対して夫が家事をしているか

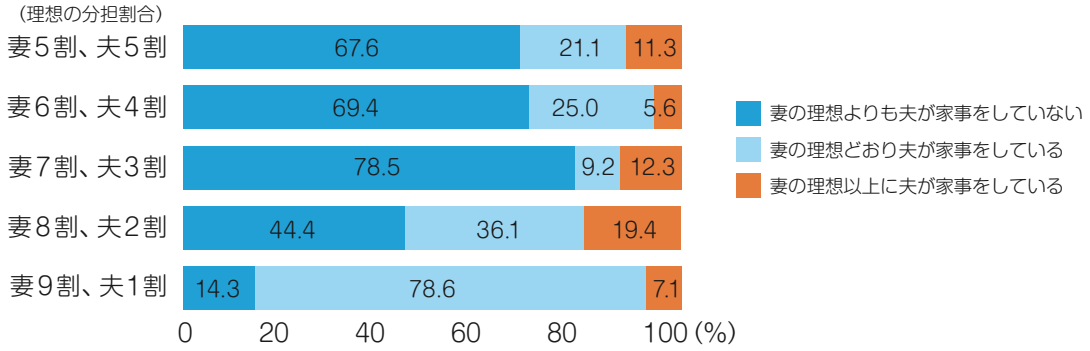

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

パートナーの子育てへの関わり

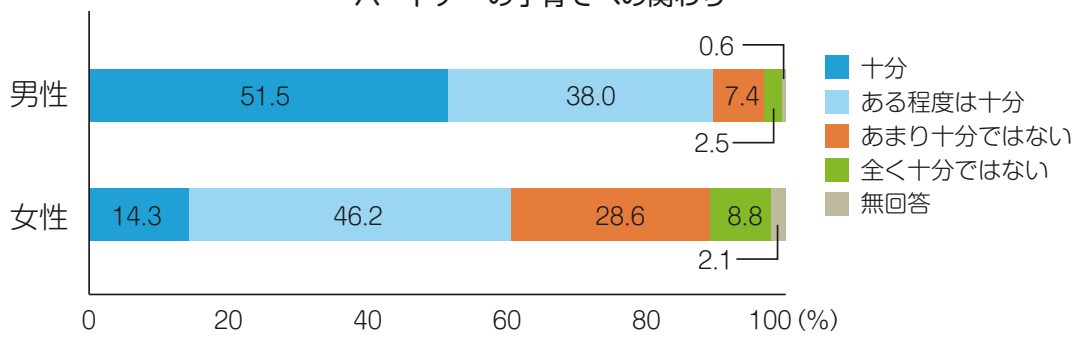

資料：県「子どもと子育て及び結婚に関する調査」（2023年度）

（3）ひとり親家庭の収入状況

2024 年度（令和 6 年度）の本県のひとり親家庭における年間総収入は、母子世帯では「200 ～ 250 万円未満」が 23.9%と最も多く、次いで「150 ～ 200 万円未満」が 16.8%となっています。年間 200 万円未満の世帯の合計は 35.9%となっています。

経済的支援はもちろん、その他生活支援、子育て支援、就労支援等に適切に取り組むことが必要です。

ひとり親家庭の年間総収入

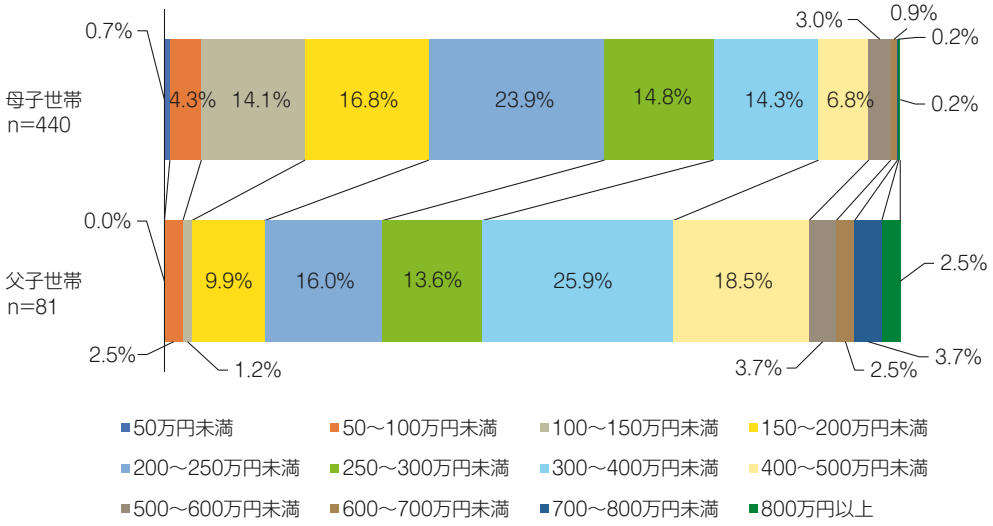

資料：県「青森県親子等生活実態調査」（2024 年度）

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

こども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、こども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を育んでいく「こどもまんなか青森」

全てのこども・若者が、心身の状況やおかれている環境等にかかわらず、ひとしく健やかに成長し、権利の擁護が図られ、不安や悩みを抱えることなく、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できるようにするため、こども・若者を真ん中に据えて、社会全体で必要な支援を行うことが重要です。

また、こども・若者が、自分自身や将来生まれるこどもたちを取り巻く環境がどんどんよくなっていく青森県の未来を思い描き、青森県において次世代を育む好循環を生み出していけるよう取り組むことが必要です。

こどもは、やがて私たちの社会を支えてくれる存在であり、こどもへの投資が青森県の未来を拓くことになります。

このことから、本計画の基本理念を、こども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、こども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を育んでいく「こどもまんなか青森」とします。

２　基本目標

基本理念に基づき、基本目標を次のとおり定めることとします。

（１）こども・若者が健やかに成長し、自分らしく生き生きと暮らすことができる青森県

こども・若者を権利の主体として認識し、最善の利益を図るとともに、こども・若者の多様な価値観や考え方を尊重し、固定的な性別役割分担意識や価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることなく、自分らしく、幸せに暮らせるよう支援します。

また、困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残すことがないよう、良好な成育環境を保障するとともに、人格と個性を尊重し、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

（２）結婚や子育てを阻む隘路（あいろ）を打破し、希望する生活を叶えることができる青森県

若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本です。

経済的な理由や、子育てと仕事の両立に対する不安等から希望する生活を諦めることがないよう、社会全体で若い世代を支援します。

（3）不安や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てすることができる青森県

子育て当事者が、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持って、こどもに向き合うことができるよう子育て環境を整えます。

（4）多くの若者が本県でこどもを産み育てたいと望み、その希望が叶えられる未来の実現を社会全体でめざす青森県

こども・子育て「青森モデル」を踏まえ、県、国、市町村、企業・団体等の主体的な参画と連携の下に、2029年の目標値である合計特殊出生率1.68と15歳から49歳の純移動率の向上に取り組みます。

3　施策体系

基本理念

こども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、
こども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を育んでいく「こどもまんなか青森」

基本目標

- こども・若者が健やかに成長し、自分らしく生き生きと暮らすことができる青森県
- 結婚や子育てを阻む隘路（あいろ）を打破し、希望する生活を叶えることができる青森県
- 不安や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てすることができる青森県
- 多くの若者が本県でこどもを産み育てたいと望み、その希望が叶えられる未来の実現を社会全体でめざす青森県

施策方針	施策目標
1 切れ目ない保健施策の推進	妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない保健施策の推進
2 保育サービス等の充実	保育・幼児教育の推進
	多様な保育サービスの充実
	放課後児童対策の充実
3 教育の充実と就職・結婚等の支援	こどもの権利に関する理解促進
	健全な心身育成の推進
	適切な教育環境の整備
	将来を見据えた教育の充実
	就職と結婚を支援するための取組の推進
4 困難を抱えるこども・若者への支援	貧困対策の推進
	様々な困難を抱えるこども・若者への支援の充実
5 児童虐待防止対策と社会的養育の推進	こどもへの虐待防止対策の充実
	社会的養育の推進
6 安全に生活できる環境づくり	子育てにやさしいまちづくりの推進
	こどもを守る環境づくりの推進
	こども・若者の支援体制の充実
7 子育てを行う家庭への支援	子育て支援の推進
	仕事と子育て環境の充実
	ひとり親家庭支援の推進

第４章　各　論

1　切れ目ない保健施策の推進

安心してこどもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健の役割が重要です。

次代の社会を担う全てのこどもが、心身の健やかな成育を確保され、あらゆる成育過程において必要な成育医療等を切れ目なく受けられるよう取組を推進します。

施策目標	（１）妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない保健施策の推進

（１）妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない保健施策の推進

❶　妊産婦等への保健施策の推進

○　不妊症や不育症など妊娠・出産に関する知識の普及や相談体制の強化を図ります。

○　周産期[7]医療の関係者と医療、保健、福祉の関係者等との連携体制を強化します。

○　妊産婦及びその家族に対して、妊娠期から産褥期[8]まで一貫した支援を行うため、県独自の妊産婦情報共有システム[9]を活用し、地域の関係者の連携体制整備を推進します。

○　妊婦健康診査及び産婦健康診査や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を図ります。

○　妊産婦のメンタルヘルスの観点も含め、妊産婦健康診査や乳幼児健診等で児童虐待のリスクを判断し、妊娠期からの児童虐待予防に資するため、関係機関と連携した取組を推進します。

○　児童福祉と母子保健が連携し、一体的な相談支援等を行う市町村こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

○　養育者のメンタルヘルスに係る取組や、希望する妊産婦が産後ケアを利用できるよう産後ケア事業の提供体制の確保を進めるなど、産前産後の支援の充実を図ります。

○　妊娠中から子育て期の喫煙等の影響や栄養、歯科等健康管理への取組の重要性について、保健指導や情報提供による周知等に取り組みます。

○　予期せぬ妊娠等に悩む方に対し専門の相談窓口において必要な支援を行うとともに、状況に応じて関係機関と連携した支援を行います。あわせて、必要な支援が、予期せぬ妊娠等に悩む方に届くよう相談窓口の周知等に取り組みます。

❷　乳幼児期における保健施策の推進

○　小児医療の関係者と医療、保健、福祉、教育の関係者等との連携体制の推進を図ります。

---

[7]　妊娠22週から出生後７日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間

[8]　妊娠を経て赤ちゃんを分娩してからの６～８週間の期間

[9]　妊産婦及びその家族に対して、妊娠初期から産褥期まで一貫した支援を行い、安心して妊娠・出産・育児ができる環境の提供をめざし、医療機関・市町村・保健所が連携して支援するシステム

○　乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の推進及び療育指導の充実を図るとともに、乳幼児医療費等の助成を行います。

○　新生児マススクリーニング検査[10]の実施により先天性代謝異常等を早期に発見し、その後の治療等につなげます。また、視聴覚障がいの早期発見・早期療育に資するため、視覚検査や新生児聴覚検査等の取組を進めます。

○　乳幼児の発育及び健康の維持・増進や、疾病の予防、児童虐待の予防、早期発見の観点から、乳幼児健診を推進し、未受診者へ継続したフォローを行います。悩みを抱える保護者やフォローが必要な乳幼児及び世帯に対し、個別の状況に合わせた支援を行います。

○　早産児や低出生体重児、支援が必要な児に対し、発達に合わせた制度やサービスの情報提供等、個別の状況に合わせた支援を行います。

❸　学童期及び思春期における保健施策の推進

○　こどもが自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりすることができるよう、教育委員会等と連携し、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康及びこころの健康に関する教育や普及啓発・相談支援を推進します。

❹　生涯にわたる保健施策の推進

○　ライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の実施により、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケア[11]の推進を図ります。

❺　子育てやこどもを育てる家庭への支援の推進

○　こどもの発育・発達やこどもを育てる家庭の悩み、相談に対応し、個別の発達段階に応じた必要な支援を受け、成長できるよう取り組みます。

○　家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない相談体制を構築します。

○　児童虐待の発生予防や早期発見の観点から、市町村による妊婦健診や乳幼児健診未受診者への受診勧奨等の取組を推進するなど、母子保健と関係機関との連携強化を図ります。

○　育児の不安や困難を軽減するとともに、こどもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりを推進します。

○　不妊治療や出産、産後、育児に係る費用負担軽減の取組を進めます。

❻　地域の関係機関の連携促進

○　地域の保健、医療、福祉及び教育等の関係機関と連携し、妊産婦やこどもの状況に合わせた支援に取り組みます。

○　ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等を退院したこどものフォローアップと支援体制構築のため、周産期・小児医療や保健・障がい福祉分野等の関係機関との連携を進めます。

---

[10]　赤ちゃんの先天性代謝異常等の病気を見つけるための検査

[11]　若い世代（女性と夫・パートナー）のためのヘルスケアであり、現在のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うこと

○　地域の保健・医療・福祉及び教育等の関係者が、地域の母子保健対策の推進について協議・検討する場として県設置の保健所毎に設置している母子保健ネットワーク会議の場等を活用するなど、関係機関の連携体制整備を促進します。

○　市町村母子保健事業の各種施策を支援するとともに、母子保健関係職員への研修等を行い、地域の母子保健関係者の質的向上を図ります。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
乳児死亡率	2.2／出生千対 (2018～2022年平均)	全国平均以下
全出生数中の低出生体重児の割合	9.0% (2022年)	現状値より減少
妊婦の喫煙率	1.6% (2023年度)	0％
育児期間中の両親の喫煙率	父　39.2%　母　7.9% (2022年度)	0％
妊産婦の歯科健診受診率	25.6% (2022年度)	全国平均以上
不妊治療助成申請件数★	－	4,000件
産後ケア事業実施市町村数★	32市町村 (2024年４月)	40市町村
かかりつけ医を持つ親の割合	医師(３・４か月児)　80.8% 歯科医師(３歳児)　46.1% (2022年度)	医師(３・４か月児)　85.0% 歯科医師(３歳児)　55.0%
むし歯のない３歳児の割合	85.4% (2022年度)	90.0%
児童・生徒における肥満傾向児の割合 (小学５年男女)	16.7% (2023年度)	10%
児童・生徒における痩身傾向児の割合 (高校２年女子)	3.4% (2023年度)	現状値より減少
十代の性感染症罹患率	【定点１カ所あたりの報告数】 性器クラミジア　1.23 淋菌感染症　0.15 尖圭コンジローマ　0.15 性器ヘルペス　0.08 【実数による報告数】 梅　毒　4 (2023年度)	現状値より減少
十代の自殺死亡率	10.3／人口10万対 (2022年)	0／人口10万対
乳幼児期に体罰や暴言等に よらない子育てをしている親の割合	３・４か月児　97.1% １歳６か月児　89.5% ３歳児　76.1% (2022年度)	現状値より増加
市町村こども家庭センターの設置数★	16市町村 (2024年)	40市町村

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

2　保育サービス等の充実

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村が、全てのこどもに良質な成育環境を提供するため、市町村に対し必要な支援を計画的に実施します。

また、幼稚園教諭や保育士等の人材の確保及び資質の向上、放課後児童対策など、保護者の選択による満足度の高い保育・幼児教育の提供体制の構築に向けた取組を推進します。

なお、本施策方針の内容は、子ども・子育て支援事業計画を兼ねていることから、本計画で定める区域設定の考え方等については、以下のとおりとします。

・市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、「教育・保育の量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」を定める単位として県設定区域を定めます。

・県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となるものとして定めるものです。

・県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることから、市町村を単位として設定します。

施策目標	（1）保育・幼児教育の推進 （2）多様な保育サービスの充実 （3）放課後児童対策の充実

（1）保育・幼児教育の推進

❶　サービス基盤の整備

○　全てのこどもに良質な成育環境を提供するため、市町村が行う子ども・子育て支援新制度に基づく取組を支援するとともに、市町村の区域を超えた広域的な調整を行います。

○　安心してこどもを預けられるよう、保育所や認定こども園の環境整備を進めるとともに、施設における適正な定員設定について指導し、保育・幼児教育の基盤を維持します。

○　待機児童が発生しないよう、市町村における各年度の教育・保育量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等のサービス基盤を維持する取組を支援します。

○　生涯にわたる生きる力の基礎が幼児一人ひとりに育まれるよう、制度や組織、年齢によらない包括的な幼児教育体制を構築します。

○　認可・認定の申請をした認定こども園及び保育所が適格性及び認可基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行いますが、利用定員数を勘案し、需給調整や認可・認定をしないことができるものとします。

○　幼稚園・保育所からの移行を希望する施設が円滑に移行できるよう支援します。下記の認定こども園の目標設置数見込み数を超える場合や、供給量が需要量を上回る場合であっても、認可・認定を行います。

【認定こども園の目標設置数】

	2024年度 現　状	2025年度 目　標	2026年度 目　標	2027年度 目　標	2028年度 目　標	2029年度 目　標
認定こども園数	305	315	325	327	329	330

○　認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業相互の連携や小学校と就学前の教育・保育施設との連携を推進します。

○　市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保するため、特定子ども・子育て施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入検査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

❷　保育人材の確保

○　こどもの健やかな成育に重要な保育従事者の雇用を促進するため、保育士・保育所支援センターの運営や保育士等キャリアアップ研修に取り組むなど、保育士等の人材の確保や資質の向上を推進します。

○　保育人材の離職防止、再就職、及び県内定着を促進するため、現任保育士に対する相談支援や保育人材バンクを活用した求人・求職のマッチングなどに取り組みます。

○　施設での継続的・安定的な保育人材の確保と安全・安心な保育環境を整備するため、保育士の処遇改善や保育士配置基準の見直しに向けた取組を進めます。

（2）多様な保育サービスの充実

❶　子ども・子育て支援事業の充実

○　多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育をはじめとした地域子ども・子育て支援事業については、市町村が計画する量の見込み及び確保方策の積み上げに基づき、市町村と連携して推進します。

○　こどもを預けたいときに預けられる仕組みの一つとして、ベビーシッター等の利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

❷　こども誰でも通園制度の普及促進

○　０歳児から２歳児までの全ての子育て世帯を対象に、国が制度化する「こども誰でも通園制度[12]」について、県内全ての市町村で円滑に実施できるよう支援します。

❸　医療的ケア児を含めた障がい児の受入促進

○　誰もが分け隔てられることなく保育所等に入所できるよう、医療的ケア児[13]を含めた障がい児の受入を促進します。

（3）放課後児童対策の充実

❶　放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置促進

○　「小１の壁」の克服と児童健全育成のため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の市町村ごとの量を把握しながら、状況に応じた設置運営を進めます。

---

[12]　保育所等に通っていない満３歳未満のこどもの通園のための制度

[13]　医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人口呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

○　放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、放課後子ども教室で提供される体験活動をより充実させることをめざし、学校施設の利用促進の観点も含めて市町村等と連携し、放課後児童対策に取り組みます。

○　放課後児童クラブにおける児童の処遇向上のため、放課後児童支援員認定資格研修・資質向上研修の実施などにより、放課後児童クラブに従事する職員の人材育成と資質向上を図ります。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
保育所等待機児童数	0人 (2023年度)	現状値を維持
病児・病後児保育の実施箇所数	34箇所 (2023年度)	現状値より増加
ベビーシッター事業所数★	8箇所 (2023年度)	現状値より増加
こども誰でも通園制度実施市町村数★	2市町村 (2024年度)	40市町村
放課後児童クラブ待機児童数	2人 (2023年度)	0人

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

【別表１】各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育サービス提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人）

区分		2024年度実績値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
１号認定子ども							
量の見込み　①			4,888	4,591	4,312	4,098	3,958
確保方策　②		7,084	6,656	6,460	6,271	6,113	5,994
	特定教育・保育施設		6,536	6,340	6,151	5,993	5,874
	確認を受けない幼稚園		120	120	120	120	120
需給見込み（②－①）			1,768	1,869	1,959	2,015	2,036
２号認定子ども							
量の見込み　①			15,181	14,403	13,637	13,100	12,797
確保方策　②		17,816	16,971	16,654	16,349	16,085	15,924
	特定教育・保育施設		16,796	16,481	16,177	15,913	15,752
	認可外保育施設など		175	173	172	172	172
需給見込み（②－①）			1,790	2,251	2,712	2,985	3,127
３号認定（０歳児）							
量の見込み　①			2,769	2,694	2,606	2,525	2,453
確保方策　②		3,771	3,520	3,440	3,360	3,286	3,197
	特定教育・保育施設		3,409	3,332	3,254	3,183	3,096
	地域型保育事業		64	61	59	56	54
	認可外保育施設など		47	47	47	47	47
需給見込み（②－①）			751	746	754	761	744
３号認定（１歳児）							
量の見込み　①			4,416	4,423	4,334	4,235	4,166
確保方策　②		5,240	4,933	4,916	4,896	4,857	4,849
	特定教育・保育施設		4,801	4,783	4,764	4,725	4,716
	地域型保育事業		78	79	78	78	79
	認可外保育施設など		54	54	54	54	54
需給見込み（②－①）			517	493	562	622	683
３号認定（２歳児）							
量の見込み　①			4,942	4,722	4,742	4,647	4,548
確保方策　②		5,735	5,500	5,376	5,373	5,309	5,314
	特定教育・保育施設		5,355	5,231	5,227	5,163	5,169
	地域型保育事業		87	87	88	88	87
	認可外保育施設など		58	58	58	58	58
需給見込み（②－①）			558	654	631	662	766
計	量の見込み　①		32,196	30,833	29,631	28,605	27,922
計	確保方策　②	39,646	37,580	36,846	36,249	35,650	35,278
計	特定教育・保育施設		36,897	36,167	35,573	34,977	34,607
計	地域型保育事業		229	227	225	222	220
計	確認を受けない幼稚園		120	120	120	120	120
計	認可外保育施設など		334	332	331	331	331
計	需給見込み（②－①）		5,384	6,013	6,618	7,045	7,356

※市町村ごとの量の見込み・確保方策については、
右記二次元バーコードよりご覧ください。

【別表２】地域子ども・子育て支援事業の目標値

事業名	事業内容	2024年度 現状値 （確保方策）	2029年度 事業目標 （量の見込み）
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たって相談、助言を行い、関係機関等との連絡調整等を行う事業	39か所	71か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業	（106か所）	ニーズに 応じて実施 （262,272人日）
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を行う事業	7,570人	ニーズに 応じて実施 （6,042人）
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	360人	ニーズに 応じて実施 （4,845人）
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業	30市町村	ニーズに 応じて実施 （2,096人）
子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、当協議会調整機関職員等の専門性強化と、関係機関の連携強化を図る取組を行う事業	６市町村	６市町村
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行う事業	746人	1,341人
児童育成拠点支援事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	10人	68人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業	56人	110人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間こどもを預かる事業	1,338人日	ニーズに 応じて実施 （1,845人日）
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合や、その他緊急の場合に、児童養護施設等でこどもを保護し、生活指導、食事提供等を行う事業	825人日	ニーズに 応じて実施 （738人日）
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	6,165人日	7,954人日

事業名	事業内容	2024年度 現状値 （確保方策）	2029年度 事業目標 （量の見込み）
一時預かり事業 （幼稚園型（預かり保育））	幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満３歳児以上の幼児を一時的に預かる事業	446,821人日	ニーズに 応じて実施 （429,607人日）
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業等	42,396人日	ニーズに 応じて実施 （32,869人日）
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を行う事業	11,791人	10,183人
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業	16,125人日	12,680人日
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	登録数 18,218人	登録数 16,158人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	272人	279人
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	５市町村	ニーズに 応じて実施 （５市町村）
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	－	1,445人
乳児等通園支援事業 ※2026年度以降は給付制度化	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる事業	－	475人

3　教育の充実と就職・結婚等の支援

こども・若者の多様な人格・個性が尊重され、心身ともに健やかに成長していくためには、県、市町村、地域、企業・団体等が連携・協働し、こどもの権利を社会全体で共有するとともに、教育、就職・結婚などのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

施策目標	（1）こどもの権利に関する理解促進 （2）健全な心身育成の推進 （3）適切な教育環境の整備 （4）将来を見据えた教育の充実 （5）就職と結婚を支援するための取組の推進

（1）こどもの権利に関する理解促進

❶　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

○　全てのこども・若者に対して、自らが権利の主体であることを広く周知します。

○　こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

○　いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等により、全てのこどもの権利を侵害することを許さないという意識を社会に浸透させるため、こども・若者をはじめとした全ての県民を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

○　こども・若者が権利の主体であることを周知するため、保護者や教職員をはじめとした幼児教育・保育、青少年教育に携わる者などへの情報提供や研修等に取り組みます。

○　いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等、こどもの権利が侵害された場合の各種相談窓口を周知します。

○　こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できるよう、社会全体でこども・若者を応援する気運の醸成や情報発信に取り組みます。

（2）健全な心身育成の推進

❶　遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

○　県、市町村、地域、企業・団体等が連携・協働し、こども・若者が置かれている状況に関わらず、全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じた職業体験、文化芸術体験、自然体験など多様な遊びや体験の機会を創出します。

○　こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、学校、地域等における取組を推進します。

○　こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、市町村、地域や企業・団体等の協力を得ながら、健康づくりに関する普及啓発を推進します。

❷ こども・若者が活躍できる機会づくり

○　こども・若者が、一人ひとりの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、地域社会の未来を切り開き、世界で活躍できるよう、異文化や多様な価値観、本県の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する取組や教養教育、海外体験活動、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進します。

○　理数系教育やアントレプレナーシップ教育[14]、ＳＴＥＡＭ教育[15]等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成します。

○　在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。

❸ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

○　こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

○　こどもに身近な存在である教職員をはじめとしたおとなが固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

○　様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組や、情報発信を進めます。

❹ 性的マイノリティに対する理解の促進

○　性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれているこども・若者に対する偏見・差別をなくすため、性的指向及びジェンダーアイデンティティ[16]の多様性に関する理解を深められるよう、普及啓発及び心身の発達に応じた教育や学習の振興を進めます。

（3）適切な教育環境の整備

❶ こどもたちのための学校教育改革

○　こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであるため、こどもの最善の利益及び社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとします。

○　全てのこどもが、住んでいる地域に関わらず、自分の良さや可能性を認識するとともに、自分以外のあらゆる他者を価値のある存在として尊重できるよう、また、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。

○　学校における働き方改革を推進し、一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもの可能性を伸ばすなど、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう取り組みます。

○　インクルーシブ教育[17]システムを推進し、特別支援教育の充実を図ります。

---

[14]　自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育
[15]　科学・技術・工学・芸術・数学の統合的な学びを重視する教育
[16]　自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識
[17]　障がいの有無に関わらず、全てのこどもが共に学べる教育

○　コミュニティ・スクール[18]と地域学校協働活動[19]を一体的に進め、こどもを地域全体で育むとともに、地域やこどもをめぐる課題解決に向けて取り組むなど、地域と学校が連携・協働して行う地域づくりを推進します。

○　生涯にわたりこどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

○　こどもの社会形成に参画する態度や規範意識、生命やものを大切にし、思いやりの心を育てるための教育や情報モラル教育を推進します。

○　体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進します。

○　こどもの健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進します。

○　学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中心とした家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

❷　体罰や不適切な指導の防止

○　体罰はいかなる場合も許されるものではなく、教職員等による体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を強化します。

（4）将来を見据えた教育の充実

❶　成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

○　こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、情報提供や教育を進めます。

○　こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体が連携・協働して消費者教育を進めます。

○　こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事やロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを創出します。

○　こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう取組を推進します。

○　職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に行います。

❷　高等教育の修学支援、高等教育の充実

○　若者が、経済的理由により、大学等の高等教育機関への進学を断念することのないよう、機会を捉えて高等教育段階の修学支援等について丁寧に周知を図ります。

○　在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

---

[18]　学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

[19]　地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

（5）就職と結婚を支援するための取組の推進

❶ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

○　若者の就職活動段階において、求職者と企業等とのマッチングの向上等を図ることで、早期離職の防止に努めながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援します。

○　就職活動に悩む若者に対し、ヤングジョブプラザあおもり[20]において就職相談やセミナー、職業紹介など総合的な支援を行います。また、離職した若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けて支援します。

○　どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、働きやすい職場環境で、将来への展望を持って生活できることをめざします。特に、若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援します。

○　本県産業の強みである農林水産業、また、高い技術力を誇る製造業等を中心に、本県の魅力ある地域資源を生かし世界から稼ぐ力と活発な域内循環により、県民の所得向上を図ります。

○　「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、企業と経済の更なる成長につながるよう、労働者の能力や賃金向上に向けたリスキリングなどの取組を支援します。

○　男女がともに働きやすい環境の整備の促進や、正規雇用を希望する非正規雇用労働者の支援に取り組みます。

❷ 県内定着と還流に向けた取組

○　学生の県内定着及び若者や女性の還流を促進するため、青森県で暮らすことの良さを情報発信するほか、合同企業説明会・交流会の開催等について、市町村、企業・団体等と連携して取り組むなど、自分らしく働ける職場環境づくりに取り組む企業へのサポートを行います。

○　高等学校におけるあおもりキャリアサポートスタッフの配置や、インターンシップの支援等を行います。

❸ 結婚を希望する方への支援

○　結婚の希望が叶えられるよう、結婚に関する情報提供や相談対応等を行うとともに、あおもりマッチングシステム「ＡＩ（あい）であう」[21]の利用促進に取り組みます。

○　社会全体で結婚を応援し、未婚化、晩婚化等の課題に対応するため、県、市町村、企業等による情報共有や意見交換を行うほか、新婚夫婦や結婚予定者に対して店舗等が割引やポイント等のサービスを提供する「青森結婚応援団」制度の普及を図ります。

○　結婚に伴う新生活への支援を市町村とともに推進します。

---

[20]　若者等を対象に就職支援を行う「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」、「あおもり若者サポートステーション」の総称

[21]　結婚を前提とした出会いを希望する男女が自分自身のプロフィール、希望する相手の条件等を登録し、お見合い相手を探すことができるマッチングシステム

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	－	全国値（2023年70%）以上
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	小　81.8% 中　79.7% （2023年度）	現状値より増加
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合	小　84.5% 中　82.2% （2023年度）	現状値より増加
県内中小企業等における正社員登用制度の導入率	60.2% （2023年）	現状値より増加
県内高校卒業者の県内就職率★	61.7% （2023年度）	現状値より増加
県内大学等卒業者のうち、就職希望者の県内就職内定率★	37.0% （2023年度）	現状値より増加
青森暮らしサポートセンターを通じた40歳代までの移住件数（主相談者の年代）★	47世帯 （2023年度）	現状値より増加
婚姻率	2.8/人口千対 （2023年）	現状値より増加
出生数	5,696人 （2023年）	現状値より増加
「ＡＩであう」登録者数（累計）★	881人 （2023年度）	3,000人
あおもり出会いサポートセンター相談数★	431件 （2023年度）	現状値より増加
結婚を希望する独身者の割合★	69.6% （2023年度）	86.5%

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

4　困難を抱えるこども・若者への支援

こどもをめぐる状況として、貧困や自殺、いじめや不登校など、様々な問題が挙げられます。

こどもたちが心身共に健康であり、将来が閉ざされることがないよう、これらの深刻化・潜在化された問題の解消をめざし、家庭や学校、地域、関係機関等と連携し、適切な支援を行います。

施策目標	（1）貧困対策の推進 （2）様々な困難を抱えるこども・若者への支援の充実

（1）貧困対策の推進

❶　こどもの貧困に対する社会の理解促進

○　こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることから、地域社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、市町村、企業・団体等との連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

❷　困難を抱えるこどもの早期発見と支援につなげる体制づくり

○　地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカー[22]が、市町村要保護児童対策地域協議会や、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して学校と連携し、様々な困難や悩みを抱えるこどもや若者を早期に把握・共有し、支援につなげる体制を強化します。

❸　こどもの学びを支える教育環境の整備

○　家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

❹　社会的孤立に陥らないための支援

○　ＳＯＳを発信できないこどもや家庭を支援するため、様々な環境にあるこどもが安全で安心できる居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組みます。

○　貧困の状況にあるこどもの資格取得の支援などにより、社会的・職業的自立に向けた取組を促進します。

❺　保護者の状況に対応したきめ細かな就労支援

○　保護者の就労支援に当たっては、仕事と両立しながら安心してこどもを育てられる環境の確保と、職業生活の安定と向上のための支援を進めるとともに、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう関係機関が連携して保護者の支援施策に取り組みます。

---

[22]　教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る専門職

❻ 世帯の生活の安定を図るための経済的支援

○　子育て当事者の日々の生活の安定を図るため、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、世帯の生活の基盤を維持していくための支援施策に取り組みます。

（2）様々な困難を抱えるこども・若者への支援の充実

❶ 障がい児・医療的ケア児等への支援

○　障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

○　こどもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

○　障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中心的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

○　医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

○　障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

○　特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めます。また、障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

○　疾患や難病を抱えるこども・若者について、各種制度に基づく医療費助成を行うとともに、自立を支援するための相談支援等を推進します。

❷ ヤングケアラーへの支援

○　福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、ヤングケアラーを早期発見・把握し、ヤングケアラーであるこども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

○　家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

○　ヤングケアラーやその保護者等が、気軽に悩みや問題等を相談できるよう開設したＳＮＳ相談窓口「青森県ヤングケアラーチャンネル」の周知等に努めます。

❸ こども・若者の自殺対策

○　専門家で構成されるこども若者自殺危機対応チームの設置やＳＮＳ等を活用した相談体制の整備、ＳＯＳの出し方教育やこども・若者の自殺が増加する傾向にある時期の集中的な啓発活動などの総合的な自殺予防対策を進めます。また、遺されたこどもへの支援にも取り組みます。

❹ いじめ防止

○　いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、学校を含め社会全体でいじめ問題に取り組みます。

○　全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。

○　全てのこどもが、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

○　いじめの解決に向け、教職員等がいじめを受けた児童生徒にしっかりと寄り添うとともに、いじめを行った児童生徒やいじめを目撃した児童生徒にも配慮するなど、きめ細やかに対応します。

○　いじめの背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多いことから、スクールカウンセラー[23]やスクールソーシャルワーカー等を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じることができるよう最大限取り組みます。

○　いじめ防止に係る啓発活動、重大ないじめ対応に係る専門家等の第三者性の確保、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組みます。

○　いじめの重大事態の調査を適切に実施し、学校設置者に必要な支援を行うとともに、調査結果について分析を行うなど、いじめ防止対策の強化を図ります。

❺ 不登校のこどもへの支援

○　全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センター[24]の設置促進・機能強化等を進めます。

○　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

❻ 居場所づくり

○　こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、児童館、こども食堂や学習支援の場、公民館や図書館などの社会教育施設、こども会や地域における交流の場などについても、大人とのつながりや安心感、信頼感を育みながら、こども・若者が過ごしやすい居場所となるよう取り組みます。

○　こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」等に基づき、居場所づくりを推進します。

---

[23]　児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助等を行う専門職

[24]　不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰に向けて、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う機関

❼ 高校中退の予防、高校中退後の支援

○　学習等に課題を抱える高校生の中退を予防するため、学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図ります。

○　高校を中退したこどもの個々の状況に応じて、本人の希望に寄り添った就労・就学支援を行います。

❽ 悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族に対する相談体制の充実

○　関係機関等の支援対応能力の向上と連携強化などにより、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

○　進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じるなど、こころのＳＯＳサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等についてこども・若者に周知します。

○　悩みや不安を抱える友人・知人を相談支援やサポートにつなげることができるよう、各種相談窓口の情報等を周知します。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	23.0% (2023年４月１日現在)	現状値より増加
ヤングケアラーの割合	4.8% (2022年度)	現状値より減少
十代の自殺死亡率【再掲】	10.3／人口10万対 (2022年)	0／人口10万対
いじめ解消率	78.5% (2023年度)	現状値より増加
不登校児童生徒数	3,205人 (2023年度)	現状値より減少
県内のこどもの居場所登録数	82か所 (2024年４月１日現在)	124か所
高等学校中途退学者数	403人 (2023年度)	現状値より減少

5　児童虐待防止対策と社会的養育[25]の推進

こども最善の利益を図るために、市町村によるこどもへの虐待に至る前段階の予防的支援の充実を図るとともに、社会的養護[26]を必要とするこどもについて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障[27]に基づく取組を、一体的かつ全体的な視点を持ち着実に進めます。

施策目標	（1）こどもへの虐待防止対策の充実 （2）社会的養育の推進

（1）こどもへの虐待防止対策の充実

❶　こどもへの虐待防止対策の着実な実施

○　児童虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、地域全体でこどもを守る包括的な支援体制を強化します。

○　こども家庭ソーシャルワーカー等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るため、人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進めます。

○　支援現場の業務効率化のため、ＩＣＴ化を推進します。

❷　児童相談所の相談体制等の強化

○　中核市である青森市及び八戸市に対して、児童相談所設置の意向を確認し、設置の意向がある場合には、両市における児童相談所設置に向けた課題を抽出し、課題解決に向けた協議を行います。

○　児童福祉司等の採用活動を行い、児童福祉司等の人材確保に努めます。

○　児童相談所間で連携や協力を図り、医師や弁護士による助言又は指導の下で、専門的な知識・経験を必要とする相談に対応します。

○　市町村支援児童福祉司を中心に、市町村との連絡調整や技術的助言等を行い、市町村のこども家庭相談体制の強化に向けて支援します。

○　青森県児童相談所人材育成プランに沿って、計画的に児童福祉司等を育成していくとともに、段階ごとに系統立てた研修を実施し、ＯＪＴ[28]も含めて重層的に育成します。

❸　一時保護改革の推進

○　一時保護は、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、代替養育としての性格も有することから、こどもの家庭養育優先原則を踏まえて一時保護先を検討します。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、こどものプライバシーへの配慮やこどもが一人になれる場所を確保できるよう、原則として個室対応を基本とするよう取り組みます。

○　里親の募集や、里親登録希望者へのガイダンス等において、委託一時保護制度の周知を図り、里親登録申請の時点で委託一時保護の受託の意向の有無を確認します。

○　一時保護専用施設の確保に努め、一人ひとりのこどもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができるよう、研修実施等により一時保護に関わる職員等の専門性向上を進めます。

---

[25]　社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方
[26]　様々な事情から家庭で生活できないこどもを、公的責任の下で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと
[27]　永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。養育者や生活環境の継続性・永続性
[28]　「On the Job Training」の略であり、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技能・姿勢・態度などを指導教育すること

○　こどもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法について、こどもの年齢や理解度に応じて説明し、こどもが意見を適切に表明できるよう支援します。
○　こどもの自由な外出を制限する環境で保護する場合は、一時保護の継続必要性について、判定会議において、概ね２週間ごとに検討します。
○　一時保護先からの通学について積極的に検討し、通学が難しいこどものための学習支援を充実します。

❹　市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた支援

○　市町村こども家庭センターの設置・活用促進のため、市町村職員を対象とした研修等を行うとともに、市町村間で相互に情報交換する機会を設けます。
○　児童相談所職員と市町村職員が合同で研修を行うことや児童相談所の援助方針会議等に市町村職員が参加すること等により、相互の業務理解を深め、市町村職員の育成につなげるとともに連携体制を強化します。
○　虐待に至る前段階の予防的支援である、市町村の家庭支援事業の充実のため、市町村に対し先行事例や社会資源等の情報提供を行います。その一環として、母子生活支援施設の活用、子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームの活用が可能なことを周知します。
○　児童相談所の補完的役割を果たす拠点である児童家庭支援センターが、地域支援を十分に行えるよう周知及び機能強化を図ります。

❺　支援を必要とする妊産婦等への支援

○　生活に困難を抱える特定妊婦等を対象とした妊産婦等生活援助事業の実施について検討します。また、助産施設・助産制度の周知に取り組みます。
○　市町村要保護児童対策地域協議会を活用して、市町村における特定妊婦等への支援に関する母子保健担当部署と児童福祉担当部署の連携の充実を図ります。

（２）社会的養育の推進

❶　当事者であるこどもの権利擁護の強化

○　児童相談所が一時保護や施設入所措置・里親等委託を行う場合等に、当事者であるこどもからの意見聴取・こどもへの説明を丁寧に行います。こどもから聴取した意見・意向は、援助方針会議等の場で共有し、措置の決定等をした後には、こども本人に対するフィードバックを徹底します。
○　児童相談所職員に対して、こどもへの意見聴取等措置に関する研修等を行い、適切に実施する環境を整備します。
○　意見表明等支援事業の実施体制を検討し、こどもや関係機関に対して十分に説明した上で取り組みます。
○　こどもが意見表明等をしたときは、こどもの意見・意向について、こどもの最善の利益を考慮して組織的に検討した上で、こどもにフィードバックする仕組みを整備します。
○　こどもの権利や権利擁護の仕組みに関する理解度の向上のため、児童相談所が施設入所中のこども等を対象に実施する訪問調査などを通して、定期的にこどもに対して自らの権利や権利擁護の仕組み、意見を表明するために使える手段等を権利ノートなどを用いて丁寧かつわかりやすく説明するとともに、こどもが十分に理解しているかどうか確認を行います。

○　社会的養護に関わる関係機関・関係者に対して、こどもの権利や権利擁護手段に関する実践的な研修を行い、社会的養護に関わる関係職員等のこどもの権利や権利擁護の仕組みに関する理解を深める取組を進めます。

○　各施設で設置している意見箱や「施設で生活するこどものためのミニレター[29]」の仕組みについて、こどもにとって使いやすいものとなるよう、運用の仕方等を検討します。

❷　代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障の推進

○　児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けて、リーガルパーマネンシー[30]保障の視点を持ち、こどもにとって最良の養育先となる代替養育先を検討します。

○　児童相談所は、代替養育の開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえ、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるように家庭に対する支援を行うとともに、家庭復帰が難しい場合の代替養育の場の検討など、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行います。

○　児童相談所において、親子関係再構築支援に向けて連続性のある支援が実施できる体制を整備します。

○　児童相談所の支援の充実を図るため、必要に応じて民間団体との協働による支援を検討します。

○　児童相談所は、親子関係再構築の実現に向けた市町村による支援をバックアップします。また、児童相談所と市町村が親子の課題やニーズを共有し、市町村こども家庭センターのサポートプランに反映させて、こどもと親が安心して地域で生活できるよう支援します。

○　児童相談所が家庭に対する支援を最大限に行っても家庭復帰が困難な場合に、親族等による養育や特別養子縁組を検討する仕組みを構築します。また、特別養子縁組の検討対象となるこどもを把握し、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について検討する仕組みを検討するなど、支援体制の構築に努めます。

○　児童相談所は、必要に応じて民間あっせん機関と連携しながら必要な支援を行い、縁組成立後も必要な情報把握や情報提供、助言等の支援を行います。

❸　里親・ファミリーホームへの委託の推進

○　社会的養護を必要とするこどもの養育の場を検討する際は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを行い、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとっての最良の養育先という観点から代替養育先を検討します。

○　里親支援センター[31]や民間フォスタリング機関[32]、市町村等と連携して里親制度の普及啓発やリクルート活動を行うなど、県民の里親制度の認知・理解を醸成していきます。

○　里親やファミリーホームへの委託となったこどもの実親等に対して、制度の趣旨や今後の親子関係再構築等について丁寧に説明し理解を得るよう取り組みます。

○　里親の普及啓発から里親等委託措置解除後における支援まで一貫した里親等支援体制を構築するため、里親支援センターの設置を進め、民間フォスタリング機関や児童相談所と連携して里親等を支援します。

---

[29]　小学生以上の施設入所中のこども等が困りごとを青森県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に相談できる手紙

[30]　親子の法律的安定に基づいたパーマネンシーのこと。①家庭復帰に向けた最大限の努力を行い、それが困難な場合、②親族・知人による養育が検討され、それが困難な場合に、③特別養子縁組、④普通養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合、⑤長期里親・ファミリーホーム、⑥施設養護が検討されること

[31]　里親支援事業を行うほか、里親・ファミリーホームに従事する者、委託されたこども及び里親になろうとする者について相談援助を行う施設

[32]　里親等委託を進めるため、里親に関する業務を行う機関

❹ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

○　乳児院や児童養護施設が、施設での養育を必要とするこどもに対して、小規模かつ地域分散化された「できるだけ良好な家庭的環境」において高機能化された養育を行うとともに、その専門性を活かして里親支援や地域支援を行うなど、多機能化・機能転換を図ることができるよう支援します。

○　各施設が作成した計画の工程に基づき、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のための取組を計画的に進めます。

○　研修等を通して、施設職員の専門的な養育知識や技術の向上を図るとともに、多機能化・機能転換に対応できる専門的人材の育成を支援します。

❺ 社会的養護により育ったこどもへの自立支援の推進

○　自立支援を必要とする社会的養護経験者等は、2029年度（令和11年度）には、75人と見込まれます。社会的養護経験者等の実情を把握し、社会的養護経験者等が相互に交流する場や、必要な情報の提供や助言、相談支援を行う窓口を整備するとともに、継続した自立支援に取り組みます。

○　社会において自らの力を十分に発揮できる人材となるよう、措置・委託中から児童相談所や施設等が連携・協働して自立支援に取り組みます。

❻ 障害児入所施設における支援

○　障害児入所施設において、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育されるよう支援します。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
市町村こども家庭センターの設置数★【再掲】	16市町村 (2024年度)	40市町村
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	9か所 198人 (2023年度)	9か所 160人
里親等委託が必要なこども数	108人 (2023年度)	149人
3歳未満の里親等委託率	19.4% (2023年度)	76.0%
3歳以上の就学前の里親等委託率	50.0% (2023年度)	75.8%
学童期以降の里親等委託率	30.8% (2023年度)	50.2%
養育里親登録(認定)数	134人 (2023年度)	169人

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

※その他「青森県社会的養育推進計画」において別途管理する指標については、
右記二次元バーコードよりご覧ください。

6　安全に生活できる環境づくり

こどもの安全・安心を確保するため、こどもや子育て当事者をまんなかにしたまちづくりを進めるほか、こどもを事故や犯罪等から守るための対策を推進します。

施策目標	（1）子育てにやさしいまちづくりの推進 （2）こどもを守る環境づくりの推進 （3）こども・若者の支援体制の充実

（1）子育てにやさしいまちづくりの推進

❶　こどもまんなかまちづくり

○　こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

○　子育て世帯に対し、県営住宅等を活用した居住支援を強化します。

○　授乳室、おむつ交換台、ミルク・おむつ自動販売機の設置促進及び、こどもファストトラック[33]、青森県おもいやり駐車場制度[34]の推進に取り組みます。

（2）こどもを守る環境づくりの推進

❶　こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

○　こどもの成長段階に合わせ、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロール[35]による対応の推進などに取り組みます。

❷　犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

○　有害環境対策、防犯・交通安全対策及び防災対策等を進めます。

○　こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。

○　保護者に対して、こどもの安全に関する周知啓発を進めます。

（3）こども・若者の支援体制の充実

❶　こども・若者の性犯罪・性暴力対策

○　こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていきます。

---

[33]　公共施設や商業施設などの受付において、待ち時間を短縮して施設を利用しやすくするなど、妊婦やこども連れの方を優先する取組

[34]　障がい者など歩行が困難な方、妊産婦やこどもなど移動の際に配慮が必要な方に、「利用証」を交付することで、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度

[35]　こどもが持つスマートフォンやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能

○　生命（いのち）を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園等における生命（いのち）の安全教育の展開を図ります。

○　各種相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいようＳＮＳ等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

❷　非行防止と自立支援

○　こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

○　学校や警察等と地域の関係機関や団体との連携を図ります。

○　児童自立支援施設における生活指導や自立支援の充実を図ります。

○　社会全体で非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
青森県おもいやり駐車場制度登録駐車場数★	－	1,000か所
ＳＮＳ等介在の福祉犯被害少年	16人 (2024年)	現状値より減少
こどもの交通人身事故死傷者数	162人 (2023年)	現状値より減少
暴力行為の発生件数(小・中・高等学校)	1,911件 (2023年度)	現状値より減少

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

7　子育てを行う家庭への支援

経済的負担や仕事と子育ての両立などの子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てすることができる環境づくりに取り組みます。

施策目標	（1）子育て支援の推進 （2）仕事と子育て環境の充実 （3）ひとり親家庭支援の推進

（1）子育て支援の推進

❶　子育て家庭を支援する気運の醸成と情報発信

○　子育て中の方々を応援する社会全体の気運醸成に取り組みます。

○　子育て支援情報のプラットフォームを構築し、プッシュ型の情報提供を行います。

❷　経済的負担軽減対策の実施

○　学校給食費やこども医療費、０歳から２歳児保育料、保育所等給食費の無償化に取り組みます。

○　県立施設のこども料金の無償化に取り組みます。

○　こどもを産み、育てることに対する負担や不安感を軽減するため、企業・団体等の協力を得て、子育て家庭等に対する割引等の優待制度の普及を推進します。

（2）仕事と子育て環境の充実

❶　地域子育て支援、家庭教育支援

○　地域の中で子育て家庭を支えられるよう、地域のニーズに応じて実施する子ども・子育て支援事業を市町村と連携し、促進します。

○　子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談を行います。

○　全ての親が安心して家庭教育ができるよう、親の育ちを学ぶ機会の充実、親としてのこどもへの関わりの工夫に関する啓発を進めます。

○　こどもが体調を崩した際の保護者の安心感の向上につなげるため、小児科のオンライン診療を利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

❷　男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○　職場における妊娠、出産、不妊治療、子育てに対する理解を促進するため、組織のトップや管理職の意識が変わるよう取り組むなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

○　商工団体や労働局と連携し、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

○　男性、女性ともに育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、男性の家事・子育てへの参画の意識改革や企業における就労環境等に官民一体となって取り組み、男性の家事・子育ての主体的な参画を社会全体で後押ししていくよう取り組みます。

（3）ひとり親家庭支援の推進

❶ ひとり親家庭への支援

○　ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。

○　ひとり親家庭では、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至り、不安定な就労形態にある場合が多いことから、その改善のために、より高い収入を得られる就業につながるよう支援します。

○　子育てと仕事を一手に担わざるを得ないひとり親の悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて他の支援機関につなげるなど、総合的・包括的な相談支援を行います。

○　こどもの生活を保障し、心の成長を支えるため、養育費に関する相談支援を行うとともに、養育費の取り決めや確保が適切に行われるよう取組を進めます。

【目標指標】

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
この地域で子育てをしたいと思う親の割合★	93.1% (2022年度)	現状値より増加
小・中学校の給食費を無償化する市町村の割合★	42.5% (2023年度)	100%
こども医療費、０～２歳児保育料、保育園給食費の全ての無償化を実施する市町村の割合★	12.5% (2023年度)	現状値より増加
男性の育児休業取得率★	26.6% (2023年)	70.0%
６歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間	118分 (2021年)	現状値より増加
ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣延回数	88回 (2023年度)	200回
ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談延件数	97件 (2023年度)	150件

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

第５章　計画の推進

1　こども・若者の社会参加・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

また、同法において、「こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずる」ことが義務付けられています。

本計画の推進に当たっては、こども・若者に関する有識者等で構成する「青森県こども・若者支援推進会議」の委員に「こども又は若者」を加えるほか、こども・若者を対象としたアンケート調査等により、その意見を反映させていきます。

なお、こども・若者の意見聴取に当たっては、すべてのこどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備に努めるとともに、意見の反映状況等をホームページに掲載し、公表します。

2　県の推進体制

（1）全庁的な推進体制の強化

知事を本部長とする「青森県こども・若者支援推進本部」において、全庁的なこども施策の企画及び総合調整を行い、各部局連携の下で、こども施策を総合的に推進します。

（2）有識者及び県民の意見等の反映

有識者等で構成する「青森県こども・若者支援推進会議」をはじめ、県民等の提言・意見を反映させながら、計画に掲げる各種施策を推進します。

3　関係機関等との連携・協働

（1）国

国との連携を図りつつ各種施策を推進するとともに、国の制度や施策、予算措置が必要となる課題等については、対策を講じるよう国に対して提案・要望します。

（2）市町村

こども・若者や子育て当事者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における妊娠・出産や多様な子育て支援サービスの提供等が、住民に寄り添い円滑に実施されるよう情報提供や連絡調整等を行います。

（3）企業・団体

若者や子育て当事者に関する様々な課題を踏まえ、誰もが働きやすい職場づくり等、行政と企業・団体が目標を共有し、目標達成に向けて共に力を合わせて取り組むことができるよう連携を図ります。

4　計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、こども・若者に関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要です。そのため、「青森県こども・若者支援推進本部」において、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、「青森県こども・若者支援推進会議」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、各年度における計画の実施状況等をホームページに掲載して公表します。

5　目標指標一覧

★･･･こども・子育て「青森モデル」の重要業績評価指標（KPI）

【基本目標】

多くの若者が本県でこどもを産み育てたいと望み、その希望が叶えられる未来の実現を社会全体でめざす青森県（こども・子育て「青森モデル」）

項　　目	現　状　値	2029年度目標値
合計特殊出生率★ （厚生労働省「人口動態統計」）	1.23 （2023年）	1.68
15～49歳の純移動率★ （総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」「人口推計」）	△0.04 （2020年）	向上

【施策の目標指標】

施策方針	項　　目	現　状　値	2029年度目標値
1　切れ目ない保健施策の推進	乳児死亡率 （厚生労働省「人口動態統計」）	2.2/出生千対 （2018～2022年平均）	全国平均以下
	全出生数中の低出生体重児の割合 （厚生労働省「人口動態統計」）	9.0% （2022年）	現状値より減少
	妊婦の喫煙率 （県こどもみらい課）	1.6% （2023年度）	0％
	育児期間中の両親の喫煙率 （こども家庭庁母子保健課）	父　39.2% 母　7.9% （2022年度）	0％
	妊産婦の歯科健診受診率 （厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）	25.6% （2022年度）	全国平均以上
	不妊治療助成申請件数★ （県こどもみらい課）	－	4,000件
	産後ケア事業実施市町村数★ （県こどもみらい課）	32市町村 （2024年4月）	40市町村
	かかりつけ医を持つ親の割合 （こども家庭庁母子保健課）	医師（3・4か月児） 80.8% 歯科医師（3歳児） 46.1% （2022年度）	医師（3・4か月児） 85.0% 歯科医師（3歳児） 55.0%
	むし歯のない３歳児の割合 （厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）	85.4% （2022年度）	90.0%
	児童・生徒における肥満傾向児の割合 （小学５年男女） （文部科学省「学校保健統計調査」）	16.7% （2023年度）	10%

施策方針	項　　目	現　状　値	2029年度目標値
1　切れ目ない保健施策の推進	児童・生徒における痩身傾向児の割合 （高校２年女子） （文部科学省「学校保健統計調査」）	3.4% （2023年度）	現状値より減少
	十代の性感染症罹患率 （県保健衛生課）	【定点１カ所あたりの報告数】 性器クラミジア　1.23 淋菌感染症　0.15 尖圭コンジローマ　0.15 性器ヘルペス　0.08 【実数による報告数】 梅毒　4 （2023年度）	現状値より減少
	十代の自殺死亡率 （厚生労働省「人口動態統計」）	10.3/人口10万対 （2022年）	0/人口10万対
	乳幼児期に体罰や暴言等に よらない子育てをしている親の割合 （こども家庭庁母子保健課）	３・4か月児　97.1% 1歳6か月児　89.5% ３歳児　76.1% （2022年度）	現状値より増加
	市町村こども家庭センターの設置数★ （県こどもみらい課）	16市町村 （2024年）	40市町村
2　保育サービス等の充実	保育所等待機児童数 （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）	０人 （2023年度）	現状を維持
	病児・病後児保育の実施箇所数 （県こどもみらい課）	34箇所 （2023年度）	現状値より増加
	ベビーシッター事業所数★ （県こどもみらい課）	８箇所 （2023年度）	現状値より増加
	こども誰でも通園制度実施市町村数★ （県こどもみらい課）	２市町村 （2024年度）	40市町村
	放課後児童クラブ待機児童数 （厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）	２人 （2023年度）	０人
3　教育の充実と就職・結婚等の支援	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 （こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）	－	全国値 （2023年70%）以上
	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合 （文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	小　81.8% 中　79.7% （2023年度）	現状値より増加
	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合 （文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	小　84.5% 中　82.2% （2023年度）	現状値より増加
	県内中小企業等における正社員登用制度の導入率 （県若者定着還流促進課「中小企業等労働条件実態調査」）	60.2% （2023年度）	現状値より増加

施策方針	項　　目	現　状　値	2029年度目標値
3　教育の充実と就職・結婚等の支援	県内高校卒業者の県内就職率★ （文部科学省「学校基本調査」）	61.7% （2023年度）	現状値より増加
	県内大学等卒業者のうち、就職希望者の県内就職内定率★ （青森労働局「新規大学等卒業予定者就職内定状況」）	37.0% （2023年度）	現状値より増加
	青森暮らしサポートセンターを通じた40歳代までの移住件数（主相談者の年代）★ （県若者定着還流促進課）	47世帯 （2023年度）	現状値より増加
	婚姻率 （厚生労働省「人口動態統計」）	2.8/人口千対 （2023年）	現状値より増加
	出生数 （厚生労働省「人口動態統計」）	5,696人 （2023年）	現状値より増加
	「ＡＩであう」登録者数（累計）★ （県こどもみらい課）	881人 （2023年度）	3,000人
	あおもり出会いサポートセンター相談数★ （県こどもみらい課）	431件 （2023年度）	現状値より増加
	結婚を希望する独身者の割合★ （県こどもみらい課「子どもと子育て及び結婚に関する調査」）	69.6% （2023年度）	86.5%
4　困難を抱えるこども・若者への支援	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 （厚生労働省社会・擁護局保護課）	23.0% （2023年４月１日現在）	現状値より増加
	ヤングケアラーの割合 （県こどもみらい課「青森県ヤングケアラー実態調査」）	4.8% （2022年度）	現状値より減少
	十代の自殺死亡率 （厚生労働省「人口動態統計」）【再掲】	10.3/人口10万対 （2022年）	0/人口10万対
	いじめ解消率 （文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）	78.5% （2023年度）	現状値より増加
	不登校児童生徒数 （文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）	3,205人 （2023年度）	現状値より減少
	県内のこどもの居場所登録数 （県こどもみらい課）	82か所 （2024年４月１日現在）	124か所
	高等学校中途退学者数 （文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）	403人 （2023年度）	現状値より減少

施策方針	項　　目	現　状　値	2029年度目標値
5 児童虐待防止対策と社会的養育の推進	市町村こども家庭センターの設置数★ (県こどもみらい課)【再掲】	16市町村 (2024年度)	40市町村
	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 (県こどもみらい課)	9か所 198人 (2023年度)	9か所 160人
	里親等委託が必要なこども数 (県こどもみらい課)	108人 (2023年度)	149人
	3歳未満の里親等委託率 (県こどもみらい課)	19.4% (2023年度)	76.0%
	3歳以上の就学前の里親等委託率 (県こどもみらい課)	50.0% (2023年度)	75.8%
	学童期以降の里親等委託率 (県こどもみらい課)	30.8% (2023年度)	50.2%
	養育里親登録(認定)数 (県こどもみらい課)	134人 (2023年度)	169人
6 安全に生活できる環境づくり	青森県おもいやり駐車場制度登録駐車場数★ (県障がい福祉課)	－	1,000か所
	ＳＮＳ等介在の福祉犯被害少年 (県警察本部)	16人 (2024年)	現状値より減少
	こどもの交通人身事故死傷者数 (青森県「交通年鑑あおもり」)	162人 (2023年)	現状値より減少
	暴力行為の発生件数(小・中・高等学校) (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)	1,911件 (2023年度)	現状値より減少

施策方針	項　　目	現　状　値	2029年度目標値
7　子育て家庭への支援	この地域で子育てをしたいと思う親の割合★ (こども家庭庁母子保健課)	93.1% (2022年度)	現状値より増加
	小・中学校の給食費を無償化する市町村の割合★ (県こどもみらい課)	42.5% (2023年度)	100%
	こども医療費、0～2歳児保育料、保育園給食費の全ての無償化を実施する市町村の割合★ (県こどもみらい課)	12.5% (2023年度)	現状値より増加
	男性の育児休業取得率★ (県若者定着還流促進課「中小企業等労働条件実態調査」)	26.6% (2023年)	70.0%
	6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 (総務省「社会生活基本調査」)	118分 (2021年)	現状値より増加
	ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣延回数 (県こどもみらい課)	88回 (2023年度)	200回
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談延件数 (県こどもみらい課)	97件 (2023年度)	150件

資料１ 青森県こども計画策定の経緯

年　月　日		事　　項
2023年度 （令和５年度）	６月６日	令和５年度第１回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会 ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の調査項目について検討
	７月10日	令和５年度第２回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会（書面開催） ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の調査項目について検討
	９月11日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の実施の告示 （青森県告示第五百五十六号）
	９月11日～ ９月25日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の実施
	３月13日	令和５年度第３回青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査のための検討委員会（書面開催） ・「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の報告書について報告
	３月28日	「子どもと子育て及び結婚に関する調査」の報告書の公表（県ホームページ）
2024年度 （令和６年度）	８月18日～ ９月15日	こどもアイディアサミットの開催（６回）
	８月30日	令和６年度第１回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」の策定方針について検討 ・こどもと子育て及び結婚に関する分析について報告
	９月３日	令和６年度第１回青森県こども・若者支援推進本部 ・「青森県こども計画」の策定方針について説明
	９月13日	「青森県こども計画」第１次素案について県庁内意見照会
	11月13日	「青森県こども計画」第２次素案について県庁内意見照会
	11月25日	令和６年度第２回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」素案について検討 ・こどもアイディアサミット（意見交換会）の結果について報告
	12月５日	青森県議会総務政策こども委員会 ・パブリック・コメントの実施について説明
	12月26日～ １月24日	パブリック・コメントの実施
	２月17日	令和６年度第３回青森県こども・若者支援推進会議 ・「青森県こども計画」原案について検討
	２月28日	令和６年度第２回青森県こども・若者支援推進本部 ・「青森県こども計画」原案の決定

資料２　こどもアイディアサミット（こどもの意見交換会）

「青森県こども計画」に、こどもの意見等を反映させるため、2024年（令和６年）において、県内６か所で「こどもアイディアサミット」を開催しました。

「こんな学校だったらいいのに」「こんな仕事があったらいいのに」「こんな場所があったらいいのに」などをテーマに「青森県にあったらいいのに」を発見するワークショップを行い、話し合われた内容をこどもたちに発表してもらいました。

意見の反映状況については、右記二次元バーコードよりご覧ください。

１　開催日時・場所・参加者数

場　　所	開催月日	会　　場	参加者数
十 和 田 市	８月18日（日）	サンバスタンド	７名
五 所 川 原 市	８月20日（火）	みどりの風ルミナス	９名
青　森　市	８月21日（水）	器（桂木常設モデルハウス）	９名
弘　前　市	８月24日（土）	コミュニティスペース　月と山と	15名
八　戸　市	９月14日（土）	風笑堂	５名
む　つ　市	９月15日（日）	ムチュ☆らんど	６名

２　対　　象

県内在住の小学校高学年から高校生まで

<当日の様子>

<こどもたちから出た意見をテキストマイニングに表したもの>

資料３ 青森県こども・若者支援推進会議

１　設置根拠

青森県附属機関に関する条例

二次元バーコードより
ご覧ください。

＜別表第１＞

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県こども・若者支援推進会議	１　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項の規定により定める県におけるこども施策についての計画に関する事項を調査審議すること ２　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の規定により、県子ども・子育て支援事業支援計画に関し同法第六十二条第五項に規定する事項を処理すること ３　県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること ４　子ども及び若者の支援に関する重要事項を調査審議すること	会長 委員	１　子ども若しくは若者又はこれらの保護者 ２　市町村長 ３　事業主を代表する者 ４　労働者を代表する者 ５　子ども又は若者の支援に関する事業に従事する者 ６　学識経験を有する者	20人以内	２年	委員の互選

2　委員名簿

（五十音順、敬称略）

職　名	氏　　名	役職名等
委　員	及川大希（おいかわだいき）	公募委員
委　員	大村ミツ（おおむら）	公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会　会長
委　員	角田有希（かくたゆき）	青森県児童養護施設協議会　会員
委　員	上平裕貴（かみたいゆうき）	日本労働組合総連合会青森県連合会　副事務局長
委　員	工藤史子（くどうふみこ）	公益社団法人青森県医師会　常任理事
委　員	黒沢のぞみ（くろさわ）	一般社団法人青森県保育連合会　常務理事
委　員	今　卓也（こんたくや）	青森県私立中学高等学校長協会　会員
委　員	佐々木孝昌（ささきたかまさ）	青森県市長会　五所川原市長
委　員	佐藤やえ（さとう）	青少年育成青森県民会議　副会長
委　員	清野眞由美（せいのまゆみ）	NPO法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる　代表理事
委　員	田名場　忍（たなばしのぶ）	弘前大学　教授
委　員	鳥谷部牧子（とりやべまきこ）	公益社団法人青森県看護協会　常務理事
委　員	中嶋裕明（なかじまひろあき）	青森県小学校長会広報部　副部長
委　員	中田早樹子（なかたさきこ）	公募委員
委　員	中山　佳（なかやまかい）	青森県商工会議所連合会五所川原商工会議所　副会頭
委　員	奈良亜希乃（ならあきの）	青森県弁護士会　弁護士
委　員	花田栄介（はなだえいすけ）	青森県議会総務政策こども委員会　委員長
会　長	船木昭夫（ふなきあきお）	青森大学　教授
委　員	横岡千和子（よこおかちわこ）	青森県PTA連合会　会長
委　員	米田大吉（よねだだいきち）	NPO法人プラットフォームあおもり　理事長

資料４ 三 青森県こども・若者支援推進本部

1 設置根拠

青森県こども・若者支援推進本部設置要綱

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2 本部員名簿

（職名・組織順）

職　名	役　職　等
本 部 長	知　事
副本部長	副知事（こども家庭部を所管する副知事）
本 部 員	副知事（こども家庭部を所管しない副知事）
	総務部　部長
	財務部　部長
	総合政策部　部長
	こども家庭部　部長
	交通・地域社会部　部長
	環境エネルギー部　部長
	健康医療福祉部　部長
	経済産業部　部長
	観光交流推進部　部長
	農林水産部　部長
	県土整備部　部長
	危機管理局　局長
	国スポ・障スポ局　局長
	会計管理者
	東青地域県民局　局長
	中南地域県民局　局長
	三八地域県民局　局長
	西北地域県民局　局長
	上北地域県民局　局長
	下北地域県民局　局長
	病院事業管理者
	教育長
	警察本部長

資料5 青森県母子保健見直しワーキングチーム（青森県母子保健計画関係）

1　設置根拠

青森県母子保健計画見直しワーキングチーム運営要領

二次元バーコードより
ご覧ください。▶

2　委員名簿

（五十音順・敬称略）

職　名	氏　名	役職名等
メンバー	網塚貴介（あみづか たかすけ）	青森県立中央病院　こども・家庭支援推進監　成育科部長
メンバー	池田智文（いけだ としふみ）	青森県立中央病院新生児科　部長
メンバー	尾﨑浩士（おざき たかし）	青森県立中央病院総合周産期母子医療センター　センター長
メンバー	後藤高志（ごとう たかし）	青森県医師会　常任理事
メンバー	高橋聡太（たかはし そうた）	八戸市立市民病院周産期センター　所長
メンバー	田﨑博一（たさき ひろいち）	青森県精神科病院・診療所協会　会長
メンバー	田中幹二（たなか かんじ）	国立病院機構弘前総合医療センター産婦人科　部長
メンバー	田中　完（たなか ひろし）	青森県医師会　常任理事
メンバー	田中舘真由美（たなかだて まゆみ）	青森県市町村保健師活動協議会　副会長
メンバー	野村由美子（のむら ゆみこ）	青森県保健所長会　会員
メンバー	蓮尾　豊（はすお ゆたか）	あおもり思春期研究会　会長
メンバー	三浦初枝（みうら はつえ）	青森県助産師会　会長
リーダー	横山良仁（よこやま よしひと）	弘前大学大学院医学研究科産科婦人科学講座　教授

資料6

青森県社会的養育推進計画見直しワーキングチーム（青森県社会的養育推進計画関係）

1　設置根拠

青森県社会的養育推進計画見直しワーキングチーム設置要綱

二次元バーコードよりご覧ください。▶

2　委員名簿

（五十音順・敬称略）

職　名	氏　名	役職名等
委　員	岡田加奈子（おかだかなこ）	青森県乳児院連絡協議会　会長
委　員	葛西広和（かさいひろかず）	青森県中央児童相談所　所長
委　員	木浪善光（きなみよしみつ）	青森県里親連合会　会長
委　員	工藤彪芽（くどうひょうが）	社会的養護経験者
委　員	郡川善嗣（こおりかわよしつぐ）	青森県ファミリーホーム協議会　会長
座　長	後藤辰也（ごとうたつや）	青森県児童養護施設協議会　会長
委　員	土岐優助（ときゆうすけ）	社会的養護経験者
委　員	外﨑美矢子（とのさきみやこ）	五所川原市子育て支援課こども家庭センター　センター所長
委　員	沼田徹（ぬまたとおる）	弁護士
委　員	野村由美子（のむらゆみこ）	青森市保健所　所長
委　員	源明（みなもとあきら）	母子生活支援施設小菊荘　寮長
委　員	吉田美穂（よしだみほ）	弘前大学大学院教育学研究科　教授

資料7 青森県こども未来県民会議（こども・子育て「青森モデル」関係）

1　設置根拠

青森県こども未来県民会議設置要綱

二次元バーコードよりご覧ください。▶

2　構成員名簿

（五十音順、敬称略）

	氏　名
知　事	宮下宗一郎（みやした そういちろう）
メンバー	小山悠里（おやま ゆり）
	亀山瑠香（かめやま るか）
	工藤史子（くどう ふみこ）
	越田安耶子（こした あやこ）
	坂本美香子（さかもと みかこ）
	田中綾乃（たなか あやの）
	種田英里香（たねだ えりか）
	牧野晴子（まきの せいこ）
	山内優（やまうち ゆう）
	和田和恵（わだ かずえ）

3　こども・子育て「青森モデル」

二次元バーコードよりご覧ください。▶

資料8 調査・参考法令等

1　子どもと子育て及び結婚に関する調査結果

青森県こども計画の策定に当たり、県内在住の０～18歳の子どもを持つ親、20～30代の独身者を対象に、近年の出生率の低下、核家族化、都市化の進展や女性の社会参画など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況について調査を実施しました。

▲二次元バーコードよりご覧ください。

2　参考法令

● こども基本法（こども計画策定の根拠法）

（都道府県こども計画等）
第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

▲二次元バーコードよりご覧ください。

● こども大綱（青森県こども計画の策定に当たり勘案）

▲二次元バーコードよりご覧ください。

● 子ども・若者育成支援推進法（子ども・若者育成支援推進計画の根拠法）

（都道府県子ども・若者計画等）
第九条　都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

▲二次元バーコードよりご覧ください。

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の根拠法）

（都道府県計画等）
第十条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

▲二次元バーコードよりご覧ください。

● 母子及び父子並びに寡婦福祉法（母子家庭等自立促進計画の根拠法）

（自立促進計画）
第十二条　都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 次世代育成支援対策推進法（次世代育成支援行動計画の根拠法）

（都道府県行動計画）
　第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援事業支援計画の根拠法）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）
第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 母子保健計画策定指針（母子保健計画の根拠）

　第一　母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、地域の母子の健康の他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。（以下略）

▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

● 児童福祉法（社会的養育推進計画の根拠法）

第三条の二　国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

▲二次元
バーコードより
ご覧ください。

青森県　こども家庭部　こどもみらい課

〒030-8570 青森市長島一丁目１－１
TEL 017-722-1111（代表）

青森県社会的養育推進計画　　資源に関する地域の現状及び年度ごとの定量的な整備目標

① 当事者であるこどもの権利擁護の強化

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	社会的養護に関わる職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	未実施	年1回以上	－	1	1	1	1	1
2	社会的養護に関わる職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者等数	未実施	50人以上	－	50	50	54	54	54
3	こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	未実施	年1回以上	－	1	1	1	1	1
4	こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者等数	未実施	小学生以上	－	小学生以上	小学生以上	小学生以上	小学生以上	小学生以上
5	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合	未実施	複数個所で実施	－	１か所	２か所	７か所	７か所	7か所

	指標（資源の必要量等）	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
6	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度	45%	70%
7	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の利用度	16%	30%
8	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の満足度	11.40%	70%
9	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備　※指標：理解度	56.90%	80%
10	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備　※指標：満足度	話せる　50.2% よかった　48.3%	70%

11	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	0件	増加
12	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備　※指標:有無	有	有

※11の指標:設置状況、権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数

② 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた支援

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	こども家庭センターの設置数	16	40	16	21	40	40	40	40
2	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数	6	6	6	6	6	6	6	6
3	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の受講者数	183	480	200	256	312	368	424	480
4	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
5	市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	5	増加	5	増加	増加	増加	増加	増加
6	児童家庭支援センターの設置数	1	2	1	1	1	1	1	2
7	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0	10	2	4	6	8	10	10
8	市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1	2	1	1	1	1	1	2

③ 支援を必要とする妊産婦等への支援

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0	1	0	0	0	0	0	1
2	助産施設の設置数	3	3	3	3	3	3	3	3
3	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	1	2	1	1	1	2	2	2
4	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	40	100	50	50	50	100	100	100

④ 一時保護改革の推進

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	一時保護施設の定員数	20	20	20	20	20	20	20	20
2	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	3	6	3	4	4	4	5	6
	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数	1	2	2	2	2	2	2	2
4	一時保護施設職員に対する研修の受講者数	6	全職員	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数
5	第三者評価を実施している一時保護施設数	1	1	1	1	1	1	1	1

⑤ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障の推進

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	68	120	68	78	88	98	108	120
2	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	8	10	8	8	10	10	10	10
3	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	38	全職員受講	101	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数
4	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	7	増加	7	7	8	8	9	9
5	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1	増加	1	1	2	2	3	3
6	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	2	30	2	6	12	18	24	30

⑥ 里親・ファミリーホームへの委託の推進

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	３歳未満の里親等委託率	19.4%	76.0%	34.5%	39.3%	51.9%	59.3%	65.4%	76.0%

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
2	３歳以上の就学前の里親等委託率	50.0%	75.8%	55.0%	57.9%	62.2%	66.7%	71.4%	75.8%
3	学童期以降の里親等委託率	30.8%	50.2%	33.9%	37.1%	39.8%	42.9%	45.8%	50.2%
4	里親登録率	89.6%	144.4%	97.9%	105.4%	113.4%	124.9%	134.3%	144.4%
5	稼働率	35.7%	38.7%	37.4%	37.8%	38.6%	37.9%	37.9%	38.7%
6	養育里親里親登録（認定）数	135	169	140	145	151	157	163	169
7	専門里親の里親登録（認定）数	16	18	16	16	17	17	18	18
8	養子縁組里親の里親登録（認定）数	76	106	81	86	91	96	101	106
9	ファミリーホーム数	10	12	10	10	10	12	12	12
10	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	1	2	2	2	2	2	2	2
11	里親支援センターの設置数	1	2	1	1	1	2	2	2
12	里親支援センターの民間への委託数	1	2	1	1	1	2	2	2
13	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	26	30	26	27	28	29	30	30
14	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の受講者数	123	169	140	145	151	157	163	169

⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	小規模かつ地域分散化した施設数	9	9	9	9	9	9	9	9
2	小規模かつ地域分散化した入所児童数	198	160	162	178	184	184	184	160
3	養育機能強化のための専門職の加配職員数	55	89	55	60	63	78	79	89
4	養育機能強化のための専門職の加配施設数	7	9	9	9	9	9	9	9
5	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	0	1	0	1	1	1	1	1
6	一時保護専用施設の整備施設数	1	4	1	2	2	2	2	4
7	児童家庭支援センターの設置施設数	1	2	1	1	1	1	1	2
8	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	3	3	3	3	3	3	3	3
9	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0	1	0	0	0	0	0	1
10	市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（子育て短期支援事業）	7	7	7	7	7	7	7	7

⑧ 社会的養護により育ったこどもへの自立支援の推進

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型）	2	5	4	4	4	5	5	5

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
2	児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅱ型）	0	6	1	2	2	2	2	4
3	児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅲ型）	0	6	1	1	2	3	4	6
4	児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅰ型）	8	20	10	12	16	20	20	20
5	児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅱ型）	0	6	1	2	2	3	4	6
6	児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅲ型）	0	6	1	1	2	3	4	6
7	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1

⑨ 児童相談所の相談体制等の強化

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	児童相談所の管轄人口	国基準の範囲内							
2	第三者評価を実施している児童相談所数	4	6	4	6	6	6	6	6
3	児童福祉司の配置数	67	基準配置	67	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置
4	児童心理司の配置数	28	基準配置	28	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置
5	市町村支援児童福祉司の配置数	2	2	2	2	2	2	2	2
6	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	12	基準配置	12	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置	基準配置
7	医師の配置数（指標：常勤・非常勤の内訳を含む）	8	8	8	8	8	8	8	8
8	常勤医師	0	0	0	0	0	0	0	0

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	年度ごとの定量的な整備目標					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
9	非常勤医師	8	8	8	8	8	8	8	8
10	保健師の配置数	6	6	6	6	6	6	6	6
11	弁護士の配置数（指標：常勤・非常勤の内訳を含む）	2	3	3	3	3	3	3	3
12	常勤弁護士	0	0	0	0	0	0	0	0
13	非常勤弁護士	2	3	3	3	3	3	3	3
14	こども家庭福祉行政に携わる県職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	9	36	6	12	18	24	30	36
15	専門職採用者数	10	17	10	17	17	17	17	17

青森県社会的養育推進計画　　各年度におけるこども数の見込み

		現状値	年度ごとの定量的な整備目標					
年　度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこども数	３歳未満	31	29	28	27	27	26	25
	３歳～就学前	44	40	38	37	36	35	33
	学童期以降	260	248	240	231	224	216	209
	合計	335	317	306	295	287	277	267
うち、里親等委託が必要なこども数	３歳未満	6	10	12	14	16	17	19
	３歳～就学前	22	22	22	23	24	25	25
	学童期以降	80	84	89	92	96	99	105
	合計	108	116	123	129	136	141	149
うち、施設で養育が必要なこども数	３歳未満	25	19	16	13	11	9	6
	３歳～就学前	22	18	16	14	12	10	8
	学童期以降	180	164	151	139	128	117	104
	合計	227	201	183	166	151	136	118